

逗子市新総合計画案パブリックコメント結果

■パブリックコメント

- 実施期間：平成26年10月13日～11月12日
- 意見提出者：201名
- 意見数：165件
- 意見内容の概要

意見区分	件数
① 総論について	11
② 将来像について	5
③ 将来人口について	10
④ 土地利用の基本方針について	3
⑤ 5本の柱と取り組みの方向について	103
⑥ 池子の森全面返還をめざしてについて	3
⑦ 計画の推進について	17
⑧ その他	13
合計	165

○市の対応区分

対応区分	件数
○ 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの	8
□ 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの	75
■ 意見を反映させず、案どおりにしたもの	69
▲ その他	13
合計	165

【対応区分】

- ：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
- ：意見を反映させず、案どおりにしたもの
- ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
1	①総論	①期間	◆ 計画期間24年は危機管理上、長すぎる 人口の維持が、どれほど困難な事かが伺えるが、計画総体の目標である人口維持が出来なくなった際など、危機管理上でも、葉山、平塚、藤沢のように計画期間10年以下の短期サイクルに改めるべきではないか。計画期間24年は長すぎる。 今後の不確実な時代に、バブル時代や10年前のまちづくり基本計画の計画期間に固執し、実施計画等で小手先の修正を繰り返すのでは、あまりに危険である。	■	新総合計画案の大きな特徴の一つに、「まちづくり基本計画との一体化」があります。 「まちづくり基本計画」とは、逗子市まちづくり条例に基づき平成19年12月に市議会による議決を経て策定した計画であり、30年後に焦点を当てた計画となっています。この「まちづくり基本計画」を新総合計画に包含させ、長期的なまちづくりの指針として示す必要があったため、新総合計画のうち基本構想の計画期間を平成50年度までの24年間としました。 なお、ご意見にありますとおり、今後の急速な社会環境の変化のなかで、適切に対応し、実効性のある計画としていくために、「必要に応じて8年ごとに見直すこととします。」と基本構想に謳っております。
2	①総論	①期間	新総合計画案の期間設定と見直しについて 8年ごとの実施計画への見直し、検討機関は市民が参与できるものなのだろうか。今ある総合計画審議会とは別に市民意見の反映の実現に向けて、見直し機関は必須であり、それが基本構想に参入できるものでなければならない。なぜなら24年は長期計画であっても長すぎるから。	■	新総合計画案の見直しにかかる検討機関についてのご意見は、事業実施の際の参考とさせていただきます。
3	①総論	②特徴	この度の新総合計画が平成19年12月に、市民が主体となり策定された30年後を見据えた「逗子まちづくり基本計画」を一体化させたものとされているが、その内容を見ると、あらゆる面で表現が明確性に欠け、現状の課題解決に対しては後退している。(第1編第1節)	■	まちづくり基本計画は、新総合計画に一体化されましたが、そのまま総合計画に含まれたということであり、内容が変更になったわけではありません。しかしながら、まちづくり基本計画の中には、時間がかかるもの、検討を要するもの等があり、前期実施計画の中では位置付けられていないものはあります。これらは中期、または後期の実施計画で位置づけることとなります。加えて、すでに完了したものについては整理を行っています。 なお、一体化にあたり、必要に応じて文言の整理を行っていることにご理解をお願いします。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
4	①総論	②特徴	<p>【別紙有】</p> <p>提言 1. 新総合計画案(以下「新総計」)の巻頭／前文中に「逗子市まちづくり基本計画」(以下「基本計画」)の91ページのオリジナル版を「新総計のベースとする」と明記する。 2. 基本計画を市の公式文書として保存する法的措置を講ずる。 3. 新まちづくり条例が、法制化されるまでの間、基本計画(含むほととぎす隊・まちづくり推進会議)は、新総計と法的には併存させることを明確にする。</p> <p>理由 ①「包含」と云う言葉の定義の誤用・乱用の混乱状態を解消する。 ②基本計画の31ページ縮小版は、議会承認を得るための便宜的な措置で作成されたもの。内容はノリとハサミで作られ思想面の裏付け・問題点の摘出・その解決策の論理的詰めを欠き初見の人にとって正鵠をえた理解することは極めて難しい。肝心の「ほととぎす隊・推進会議」のありかたに関しても全く具体性がない定性的記述のみ。 ③平井市長は、過去の議会証言を含め、再三31ページは91ページに裏打ちされていると云う発言を繰り返している。</p>	■	<p>1. 2. まちづくり条例にもとづき策定されたものは、平成19年12月の逗子市まちづくり基本計画(いわゆる議決版、又は31ページ版)です。この議決版は、新総合計画案に一体化されており、その存在が無くなったわけではありません。書面としては合理的に保持する予定です。</p> <p>また、ご指摘の91ページ版につきましては、これまでと同様にまちづくり基本計画をより理解するための資料と、また、中期実施計画、後期実施計画を検討する際の参考とさせていただきます。</p> <p>3. ほととぎす隊自体は、あくまでも「任意団体」であることから、存続の可否を含めた今後の活動等については、団体内での考えにより、決定されるものと考えております。</p> <p>まちづくり基本計画の進行管理については、まちづくり基本計画を包含した新総合計画の進行管理に一元化することから、まちづくり基本計画推進会議は「市民の横断的なネットワーク会議」が役割を引き継ぐことと考えています。</p>
5	①総論	②特徴	<p>新総合計画(案)では精読する限り、30頁の議会承認用に要約された「逗子市まちづくり基本計画」を引用しているが、91頁のオリジナル版「逗子市まちづくり基本計画」を網羅しているものではない。新総合計画の公式文書中に「まちづくり基本計画オリジナル版を新総合計画のベースとする」一文を加えることを要請する。 30頁版はあくまでも要約版であり、今後公式な議論を展開する時にはそもそもの考え方背景等正しく理解されない可能性があり、30年という時間をかけても目標を掲げ問題を解決してゆくというアプローチそのものを結果的に否定する要因と成りかねない。又長期に亘る対応期間中、優先事項の変更、新たな検討事項が生じた時の正確な議論の拠りどころとするためにもオリジナル版をベースとする必要がある。</p>	■	<p>まちづくり条例にもとづき策定されたものは、平成19年12月の逗子市まちづくり基本計画(いわゆる議決版、又は31ページ版)です。この議決版は、新総合計画案に一体化されており、その存在が無くなったわけではありません。書面としては合理的に保持する予定です。</p> <p>また、ご指摘の91ページ版につきましては、これまでと同様にまちづくり基本計画をより理解するための資料と、また、中期実施計画、後期実施計画を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
6	①総論	②特徴	<p>◆逗子市諸施策の実効性を高めるために新総合計画では進捗管理・プロセス等をより具体的に分かりやすくしている点は評価出来るが、一方で実施計画に記載されていないその時々的重要事項が軽視・放置されるリスクも懸念される。当該問題に適切に対応するためにも、新総合計画の公式文書中に「まちづくり基本計画オリジナル版を新総合計画のベースとする」と加えることは不可欠である。</p>	■	<p>まちづくり条例にもとづき策定されたものは、平成19年12月の逗子市まちづくり基本計画(いわゆる議決版、又は31ページ版)です。この議決版は、新総合計画案に一体化されており、その存在が無くなったわけではありません。書面としては合理的に保持する予定です。</p> <p>また、ご指摘の91ページ版につきましては、これまでと同様にまちづくり基本計画をより理解するための資料と、また、中期実施計画、後期実施計画を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
7	①総論	②特徴	「逗子市まちづくり基本計画」は総合計画と深くリンクしています。 したがって、新総合計画の中に「まちづくり基本計画」を重要資料として位置付けることを要望します。	■	まちづくり条例にもとづき策定されたものは、平成19年12月の逗子市まちづくり基本計画(いわゆる議決版、又は31ページ版)です。 この議決版は、新総合計画案に一体化されており、その存在が無くなったわけではありません。書面としては合理的に保持する予定です。 91ページ版につきましては、これまでと同様にまちづくり基本計画をより理解するための資料と、また、中期実施計画、後期実施計画を検討する際の参考とさせていただきます。
8	①総論	②特徴	■まちづくり基本計画の取り扱いについて 新総合計画はその趣旨に沿って、まちづくり基本計画を包含するものとなっていますが、内容をみると全てを包含するのではなく、取捨選択されたものとなっています。その為どの部分が「まちづくり基本計画」を包含したものなのか明確ではありません。 又新総合計画案の中には「まちづくり基本計画」に拠って成り立つ「地区まちづくり計画」や「テーマ型まちづくり計画」も含まれています。 したがって「まちづくり基本計画」は新総合計画が施行された後も、それを支えるべきバックデータとして、形あるものとして残さざるを得ないと考えます。 新総合計画の中に <「まちづくり基本計画」をバックデータとして残す>ことを確実に明記するよう求めます。	■	まちづくり条例にもとづき策定されたものは、平成19年12月の逗子市まちづくり基本計画(いわゆる議決版、又は31ページ版)です。 この議決版は、新総合計画案に一体化されており、その存在が無くなったわけではありません。書面としては合理的に保持する予定です。 91ページ版につきましては、これまでと同様にまちづくり基本計画をより理解するための資料と、また、中期実施計画、後期実施計画を検討する際の参考とさせていただきます。
9	①総論	②特徴	新総合計画においても計画期間が24年間と異常に長い事には違和感があります。 期間が長すぎる総合計画は、①計画と予算の乖離、②事業の総花化、③計画の形骸化(進行管理が甘くなる)、④大昔に策定・議決された総合計画に現在の市政が縛られる…などの弊害が懸念されます。 ついては、総合計画期間は多くの自治体でも採用している10年間とし、中間年次の6年目に①見直し時点までの事業の取組状況を踏まえ、②基本計画に位置づけた成果指標などの達成状況を評価して、④基本計画策定以後の社会情勢等の変化や新たな市民ニーズへ対応すべく改定(後期基本計画)する…よう提案します。	□	新総合計画案の大きな特徴の一つに、「まちづくり基本計画との一体化」があります。 「まちづくり基本計画」とは、逗子市まちづくり条例に基づき平成19年12月に市議会による議決を経て策定した計画であり、30年後に焦点を当てた計画となっています。この「まちづくり基本計画」を新総合計画に包含させ、長期的なまちづくりの指針として示す必要があったため、新総合計画のうち基本構想の計画期間を平成50年度までの24年間としました。 なお、ご意見にありますとおり、今後の急速な社会環境の変化のなかで、適切に対応し、実効性のある計画としていくために、「必要に応じて8年ごとに見直すこととします。」と基本構想に謳っております。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
10	①総論	②特徴	<p>◆(新)総合計画の意義について これまでの「総合計画」に「まちづくり基本計画」の理念なども一本化され、審議会が中心となって長期的視点から「(新)総合計画」として纏め上げられたことを歓迎したいと思います。</p> <p>ここまでの経緯は市民(ほととぎす隊)との4年間の共同実験的取組みのプロセスなども下敷きとなり、今後の長期的取組みが示されたものであり、まさに、逗子市政、逗子市民にとっての新たな節目となるものだと考えます。</p> <p>同時に、これらの事業の検証は24年後の市民に委ねられるものでもあります。(市政85周年の時点がゴールであり、現「逗子市史」記述からは55年後になります。)</p> <p>(要望①)⇒新総合計画の理念の継承です。</p> <p>節目となるこの新総合計画は、未来の市民にスタート時点の理念はどのようなものだったのかということ伝えるものとしても大事なものだと思います。将来改訂される「(新)逗子市史」で言えば、「通史編」であり「別編」、「資料編」に示されるものでしょう。常に原点との対比をしつつ、新たに次ぎのステージを上げていくためには、序文の背景となる経緯に関わる重要な付属資料(「91頁版」)の存在は何らかの形で残されることを希望したいと思います。</p> <p>高邁な理念は現実の前ではややもすると、矮小化されるのが計画の常でもありますので、検討願えればと考えます。</p>	■	<p>ご指摘の91ページ版につきましては、これまでと同様にまちづくり基本計画をより理解するための資料と、また、中期実施計画、後期実施計画を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
11	①総論	②特徴	<p>◆逗子市新総合計画づくりは市民自由参加型の共同計画で。</p> <p>「逗子まちづくり基本計画」は、市民自由参加の募集に応じて、130名の市民が参加して、学習しながら論議を重ね、ニュースを発行して論議の内容を開示しながら纏めたものです。</p> <p>市民参加で描いたこの「逗子まちづくり基本計画」の経験を活かした、市民の自由参加で、時間をかけて、市と市民が協働して纏めるなかで、まちづくりの目標とする都市構造と機構を確認し、市民が気持ちを共有して進めるまちづくりの道を描いた総合計画を期待します。</p>	□	<p>新総合計画案を策定するに当たっては、各個別計画の懇話会や無作為抽出された市民によるワークショップなど、沢山の市民の方から重層的にご意見をうかがい、検討を重ねてまいりました。</p> <p>計画を推進するに当たっても、市民が単に計画の達成状況を検証することどならず、まちづくりの主体として考えや経験を生かし、より理想的な事業を展開する仕組み作りをめざします。</p>

【対応区分】

○:意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
■:意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲:その他

□:案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
12	②将来像	—	<p>【別紙有】</p> <p>当地「逗子」には、私が「当地逗子」に来る前住んで居た「藤沢市」などと違い「大企業」「会社」等は少なく、今度「当逗子市」が新しい「計画」を作り、それを「基」に事業を進めて行くにしても「財源」的には、「税金」以外では「地方債」の「発行」等借金に頼らざるを得ないので、苦しいと思いますが、その「反面」「当逗子市」には、他の「類似市」には無い、嘗つての昭和初期の有名な「文学者」達が、長期滞在し「執筆活動」を行なっていた柳屋（蘆花公園内「建物」は「重要文化財」）等が存在し、そういった面では恵まれた「土地」であり、それを計画にも十分に生かして行くべきだと思います。</p> <p>ここに住む様になって、早くも10年近くが過ぎ、今考えると特に「満足」とも言えないが、だからと言って特に「不満」も取り立てて言うものも有りません。</p> <p>「逗子市」としては、これからも周囲の「環境」を存分に生かし精一杯頑張って「神奈川県」の中の誇れる「文化都市」としてマイ進していってほしい。「一般住民」のほか、多くの「文化人達」もまわりの「環境」が良いからか、多く住んでいる様だし、「逗子市」としても、この「計画」の「実施案」に沿って、これを守っていく様「住民」としても大いに期待しています。</p> <p>再、このほかの「問題」で「市」だけでは中々解決出来ないいくつかの「諸問題」を抱えている様ですが、それについても「住民」の考えを取り入れながらやっていくべき事は当然の事と思いますが、さらに全体を十分見渡し、あらゆる「英知」を出し合い、且つ、慎重に、「事」を運ぶ様、実施計画の中で、さらに「解決」の道を「模索」して行ってほしいと思います。</p>	□	ご意見にありますとおり、これからも逗子の多彩な文化資源と恵まれた自然環境を生かし、文化と自然がつむぐ活力あるまちの発展をめざしていきます。
13	②将来像	—	<p>【別紙有】</p> <p>第1編の総論並びに第2編の基本構想について、目指す方向としては十分理解できます。</p> <p>第2編第1章逗子市の将来像については、第4節「将来人口」と第5節「土地利用に当たっての基本方針」の個々の方向はそれぞれ正論と思いますが、その両者の方針をどうリンクさせていく（整合性を持たせ矛盾させないで両立させていく）ことには極めて難しい問題を含んでいると思います。そこでは、序文にある将来ビジョンを踏まえつつ現実的には逗子をどういうまち（例えば、逗子の世代別人口比率をどうするか、所得水準別比率をどう考えるかなどなどについて）に作り上げていくことを目指すのかという最重要な基本的な課題に直面せざるを得ないと考えるからです。どういふ政策でそれを実現させていくのかという手法、取り組み方こそが難題だと思います。これは、第3編第5章の「計画の推進に当たって」の進行管理体制とも密接に絡む問題です。</p> <p>進行管理に最適な体制をつくり、それを完全に機能させて、全ての政策を目指す方向に総動員しなければ、結局「絵に描いた餅」に終わると懸念します。</p>	□	ご指摘のとおり、「人口」と「土地利用方針」をリンクさせて考える必要があるため、人口の推移をみながら、中期実施計画に向けた土地利用方針を検討することとしております。詳細につきましては今後検討してまいります。個別計画・基幹計画の懇話会等における意見聴取を経て総合計画審議が進行を管理する進行管理体制と、個別計画・基幹計画等の策定推進に関わっている市民の横断的なネットワークを連携させることで、実施計画の確実な推進を図ってまいります。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
14	②将来像	—	<p>(P.54) (1)基本方針</p> <p>「自然環境の豊かな住宅都市として発展してきた」と書かれている。この「住宅都市」には、逗子市がかねて有していた自然のありがたみがあまり感じられない。発展してきたというのは、たびかさなる自然破壊の歴史であった。そのため失われたものは枚挙にいとまないほどである。</p> <p>端的には、観光地、保養地としての機能が逗子市から次第に失われてきたことへの歯止めを要する。住宅地として大切な自然は、観光・保養の機能も果たしてきたのであり、その機能を大切にすまちなちであってほしい。</p> <p>なお、宅地に最低敷地面積を導入することが不動産業者の反対でできないなどということがあってはならない。この導入があってもそのような業者は仕事を失わない。土地は売買第一のためにあるのではない。</p> <p>最低敷地面積は市内一律のものが望ましい。どうしても必要な面積だからであり、国の基準例とされている125平方メートルは望ましいものであろう。</p>	□	<p>序文において、まちづくり基本計画の「Ⅰ 逗子のビジョン」をお示しし、自然環境豊かな住宅都市として本市が古くからいかに自然の恵みを受けているのかをお伝えしております。また、実施計画第3章「1 自然を大切にすまちなち」のリーディング事業「自然の回廊プロジェクト推進事業」において、本市を訪れる人たちにも本市の山、川、海といった自然とまちなちを楽しむようマップ等を作成してまいります。</p> <p>敷地面積の最低限度の導入についても、実施計画第3章第4節「1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまちなち」に盛り込まれています。</p>
15	②将来像	—	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの最小時間単位とされる四半世紀を視野に入れた新総合計画の根本は、その土地の“風土の記憶としての原風景”を尊重し発展させる姿勢だ。 ・魅力ある風土の要素として、マチを取り巻く緑の丘陵、マチを貫く田越川、富士と江ノ島を望む海と砂浜、平地の低層住宅地、小売店の多い商店街、老人が散歩を楽しみ、子供が駆け回り、マチヤヒトとの交わりを楽しむ人々の営みがある。 ・人口減少の趨勢の中で、住む魅力のあるマチ、訪れる魅力のある優雅なマチをつくるのが、適切な人口規模を維持しながら、このマチを持続させる最も有効な戦略である。この点の掘り下げを充分なされたい。 	□	<p>新総合計画案では、逗子市の将来像として、「自然に生かされ、自然をいかすまちなち」「コミュニティに支えられ、コミュニティを支えるまちなち」を設定しております。この将来像の実現をめざし、これまで以上に魅力あるまちづくりを展開することにより、人口の維持に努めてまいります。</p>
16	②将来像	—	<p>◆海辺のまちなち、逗子の自然条件を踏まえた総合計画を。</p> <p>「逗子まちづくり基本計画」づくりの時、厳しい自然災害についての課題認識が無く、まちづくりの課題・条件として検討しませんでした。</p> <p>その後、各地で相次いでおこった地震災害、津波災害、豪雨災害、土砂災害の過酷な自然災害を耳目する度に、反省の念にとらわれてきました。厳しい自然条件と共生する基本的課題を失念した計画でした。</p> <p>こうした厳しい自然条件をふまえた逗子の都市構造と機構のあり方を探り、市民の認識の共有と自然災害に備えた具体的な都市構造、まちづくり、家づくりのヴィジョンと計画を持たなければならないと痛感してきました。</p> <p>まちづくりの計画の原点である「暮らす人々が安心して人生を生き通す」視点をもって総合計画を描いてください。</p>	□	<p>東日本大震災以降、津波対策等様々な防災対策が求められております。本市におきましても地域防災計画を改定し、様々な防災対策・災害対策に取り組んでおり、都市の安全性の向上についても、地域防災計画に基づき推進してまいります。</p> <p>新総合計画案においても「災害に強く、犯罪のない安全なまちなち」を取り組みの方向として位置付け、自然災害の強いまちづくりをめざすこととしています。</p>

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
17	③将来人口	—	◆ 計画目標「人口の維持」について① 目標を「総人口」の維持とすると、高齢人口の増加に押され生産年齢人口は、実施計画目標年H34年で680人減との予測である。これでは市の財政の先細りを目標としてしまうことになる。財政健全の維持向上を図る計画でなければ未来への責任は果たせない。 人口の維持を目標とするなら「総人口」ではなく、少なくとも「生産年齢人口」の維持向上を目指すべきではないか。	■	基本構想及び実施計画において、「子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入増を図り、できる限り現状の人口の維持に努めます。」とお示しております。 本市において老年人口は確実に増加することから、生産年齢人口の維持を目標とすることは、市の総人口の増加を意味します。 今後、日本の人口が減少していくことが確実な状況において、市の人口を増加させることは著しく困難なことであることから、お示した目標人口を設定しています。
18	③将来人口	—	計画目標「人口の維持」について、人口の維持は市の財政問題と直結する問題と考える上で、文言としての単なる狭い厳密主義の意味合いではなく、「総人口」の維持ではなく、「生産年齢人口」の維持向上を目指すと言明した方が具体的施策の想定がより明確になるのではないかとと思われる。 また、人口の維持のための具体的施策・計画は当然ながら大変に複雑で、行政的観点も縦横広範に捉える必要があるため、人口維持に向けた戦略的計画を練る部門を計画に位置付ける必要がある。	□	基本構想及び実施計画において、「子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入増を図り、できる限り現状の人口の維持に努めます。」とお示しております。 本市において老年人口は確実に増加することから、生産年齢人口の維持を目標とすることは、市の総人口の増加を意味します。 今後、日本の人口が減少していくことが確実な状況において、市の人口を増加させることは著しく困難なことであることから、お示した目標人口を設定しています。 全国的に人口減少・少子高齢化が進む中で、人口を維持することは大変に高いハードルがあり、市全体で取り組むべきことだと認識しております。 新総合計画に位置づけた事業や計画を着実に推進することによって、本市の魅力を高め、内外に積極的に発信することで目標人口を達成することを考えています。
19	③将来人口	—	【別紙有】 ◆ 住宅政策(グランドデザイン)の検討機関を 人口の維持という高いハードルを越えるためには、新しく戦略的な土地利用方針は不可欠である。これをまちづくり基本計画にある住宅政策と呼ぶか、グランドデザインと呼ぶかはともかく、「人口と、それに伴う財源の確保」をミッションとした戦略的な土地利用計画は、国でもなく、県でもなく、私たち自身で構築する他ない。 住宅政策(グランドデザイン)確立のための調査・検討機関を位置付けるべきではないか。	□	実施計画において、商業地における住宅の在り方も含めた人口減少時代のあるべき土地利用の検討を位置付けております。ご意見につきましては、この検討を進めるに当たっての参考とさせていただきます。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
20	③将来人口	—	<p>◆ 計画目標「人口の維持」について② 人口を維持するためには、出生・死亡による「自然減」を上回る、転入・転出による「社会増」が年間およそ200人以上必要である。これは大規模な共同住宅を毎年建て続けるレベルであり現実的とは思えないが、いずれにしろこの高いハードルを越える為の戦略的計画が全く脆弱である。 「既成の政策の延長ではだめなのだ」という認識を新総合計画では強調し、人口維持に向けた戦略的計画を作成する機関を計画に位置付けるべきではないか。</p>	■	<p>全国的に人口減少・少子高齢化が進む中で、人口を維持することは大変に高いハードルがあり、市全体で取り組むべきことだと認識しております。 新総合計画に位置づけた事業や計画を着実に推進することによって、本市の魅力を高め、内外に積極的に発信することで目標人口を達成することを考えています。</p>
21	③将来人口	—	<p>◆人口のバランス維持目標課題について 基本構想の中で示された将来像の、喪失人口1万(3千世帯相当)、流入人口1万(3千世帯相当)のバランス維持は相当ハードな目標で、空家3千戸対新規3千戸のミスマッチのような住宅問題は勿論のこと、まちづくりコンセプトの方向付けが深く関わってくるものと考えます。このようなテーマこそ、まちづくりのプロセステーマと言えるでしょう。この点に関する展望は(新)総合計画ではやや手薄になっていると思われます。 (要望③)⇒事業創成の目線でのまちづくり計画構想プロセスの必要性です。 私見ですが、市が関与でき、市内完結型で行なえるまちづくりのための長期的事業の育成は、①高齢者福祉、②若年層教育、③観光資源活用などをターゲットテーマとするあたりだろうと考えています。当然これは、「逗子は働く場が少ない」という、子供から手が離せる世代(女性)の声に象徴されています。 商工会の活性化計画が事業創成につながるには、人口減少ネックなども克服課題になるでしょう。(過去の中心市街地活性化計画(TMO)もその消滅の総括が必要でしょう。) 市民プロジェクトの創設なども、長期計画の中でご検討ください。(若手の起用)</p>	□	<p>全国的に人口減少・少子高齢化が進む中で、人口を維持することは大変に高いハードルがあり、市全体で取り組むべきことだと認識しております。 新総合計画に位置づけた事業や計画を着実に推進することによって、本市の魅力を高め、内外に積極的に発信することで目標人口を達成することを考えています。</p>
22	③将来人口	—	<p>◆計画目標「人口の維持」について 人口の維持については、逗子市の財政を健全にする意味で、最重要課題である。新計画案では目標を「人口の維持」としていますが、人口の維持だけでは、財政の健全化は達成できません。 この具体的な対策案を10年以下の短いスパンで打ち出すことが必要で、その結果の推移を見ながら見直しを行い、結果を踏まえて対策を打つことが重要です。これをこの「新総合計画案」に盛り込むべきと考えます。そうでないと、ただの絵に書いた餅になってしまいます。 是非とも、具体的な対策と短いスパンでの見直しを盛り込んでいただきたい。 若い世代の流入には、若い世代に魅力ある街にする必要があります。このモデルは全国に成功例があるの参考にさせていただきたい。</p>	□	<p>全国的に人口減少・少子高齢化が進む中で、人口を維持することは大変に高いハードルがあり、市全体で取り組むべきことだと認識しております。 新総合計画に位置づけた事業や計画を着実に推進することによって、本市の魅力を高め、内外に積極的に発信することで目標人口を達成することを考えています。</p>

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
23	③将来人口	—	若い人に魅力ある都市づくりをして呼びこむ様にしてほしい。高齢化率を引き下げる。生産人口の増加。	□	ご意見にありますとおり、人口構成を考慮しつつ一定の人口を維持していくことが、まちのにぎわいや活性化、行政サービス水準の維持には必要不可欠です。今後はこれまで以上に魅力あるまちづくりを展開することにより、子育て世代を中心とした生産年齢人口の転入増加を図ってまいります。
24	③将来人口	—	「逗子市新総合計画書案」の1ページ目に記載されている「②基本構想 2015年度▶2038年度」の「将来人口」で「できる限り現状の人口の維持」とあります。このための具体的な施策が「③実施計画 2015年度▶2022年度」の「第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」に記載されていません。そもそもこの「できる限り現状の人口の維持」目標がどれほど真剣に検討されたものかが分かりません。目標の達成には、本市の出生率などをわずか数十年で高くする必要があります。もし、本当にこうした急激な人口構成の多様化を実現するのであれば、その背後では必ず、生活環境や生活スタイルに激変が生じるものと思われます。結局、「できる限り現状の人口の維持」目標は危機感をあおるばかりで、実現にはほぼ遠いものと考えます。人口問題は大事です。だからこそ、逗子市全体を本当にどう変えていくか。本当の目標とか何かを、「第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち」と合わせて、冷静に議論した方がよいと考えます。	□	逗子市は給与所得者の多い住宅都市であり、税収の多くを個人住民税が占めていることから、少子高齢化の影響を大きく受けることとなります。このことから、ご意見にもありますとおり、人口問題は逗子市にとって非常に大きな問題であり、持続可能な市政運営を行っていくためには、人口(特に生産年齢人口)を維持することが必要不可欠だと認識しています。

【対応区分】

○:意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■:意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲:その他

□:案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
25	③将来人口	—	<p>【別紙有】</p> <p>新総合計画の目標は、「市の人口を減らさないこと」と知りました。それに対しては魅力ある町創りを思うのですが現在の市民の逗子市に居住する「喜び」のみならず、将来の逗子市民の逗子市に居住する「喜び」という「付加価値」のようなものの存在がいかなるものかが主要部分となります。</p> <p>さて逗子市をアピールする言葉はライト感覚な文言は避けるべきだと思います。逗子市がアピールすべきでそれが遠く海外まで届くとしたらまずもって「アカデミー」なしでは届かないと思います。</p> <p>文化的な都市を皆手本としたいと想うのです。俄か仕立てなライトな文化は発信しても海の向こうには届きません。私が進言したいのは「アカデミックな都市・逗子市」です。誰がでなく街そのものが文化的な雰囲気にも包まれるべきなのです。「文化財」を増やせばいいなどは、私は言うておりません。「人間関係」でも述べたように人がこの場合は街の行政が市民である人を人として優しくすることが大切であることを私は進言します。</p> <p>素人ながら失礼しますが、「公共の利益」「公共の福祉」などはとても抽象的な概念とでも言えそうです。特定の市民・市民団体の利益でないことは分かりますが、しかし人は人をよく看ているのです。人の特性の一つに「ひがみやすい」「ねたみやすい」「ないものねだりをしやすい」がありますので、人間関係が難しくなることも多々あるのです。しかしこういう人のマイナス面は恐れることはないのです。そこに首長のリーダーシップの出番があります。</p>	□	<p>生産年齢人口層の転入促進につなげるために、逗子市の魅力を高め、内外に対して積極的に発信するシティプロモーションに取り組んでいきます。</p> <p>ご意見は、シティプロモーションの推進の際の参考とさせていただきます。</p>
26	③将来人口	—	<p>(P.15) (第4節 将来人口)</p> <p>人口が24年後の2038年度に48,000人台になると推計されていることは単純な傾向延長によるものと考えられ、何らこの計画を反映するものではない。</p> <p>この傾向は、出産の減少、または転出の増加のいずれか、または両方によるものであろう。寿命が短くなるからとは考えにくい。</p> <p>出産しにくいまちも、転出の多いまちも、望ましからぬものである。この将来人口推計は良い計画の反映とは言えない。</p> <p>親として子育ての負担が大きすぎると、2人親が2人の子を産めず人口の減少を招く。一方、進みすぎた高層化を是正しようとすれば可住面積が抑制され、また、米軍家族住宅人口との共存を拒む市民の転出が人口を減少させる。米軍の所業を考えればこれはありうることである。米軍住宅は長期的にどうしても必要とは考えられない。</p> <p>逗子市人口の減少を止めるための方策は、以上のような問題の解決にあろう。そのような配慮が計画に求められる。</p>	■	<p>全国的に人口減少・少子高齢化が進む中で、本市において人口減少の推計結果が出ているのは、自然減、すなわち出生に対して死亡が多いことによるものです。高齢化が進んでいる本市では、死亡される高齢者も多くなっています。転入人口と転出人口はほぼ同数であり、ご指摘のような理由での転出人口の増加は推測できません。</p> <p>新総合計画案においては、推計結果をそのまま将来人口とせず、様々な分野においてこれまで以上に魅力あるまちづくりを展開することにより、子育て世代を中心として生産年齢人口の転入増加を図り、できる限り現状の人口の維持に努めます。</p>

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
27	④土地利用の基本方針	—	<p>・市政はその時の市長の政治姿勢で、大抵のことがまわっていきます。三島市長の時には、大がかりな乱開発があり、その為に逗子市は大きくなりましたが、昔の逗子市のよさが失くなり、荒れてしまいました。</p> <p>・逗子市は首都に近い、静かな田舎街であってほしいと思います。緑にかこまれた、心の休まる街であってほしいと思います。その為には、この環境をこわす中・小の住宅開発や、業者に対して法的なストップがかけられないと、環境は守られません。平井市長にその気があるでしょうか。</p>	▲	<p>市の条例適用とならないいわゆるミニ開発等や個々の住宅建設については、許認可権限等がありませんので、直接その行為を止めることはできませんが、今後も、今の良好な住環境を守るため、まちづくり条例等の適正な運用を行ってまいります。</p>
28	④土地利用の基本方針	—	<p>◆第2編第1節第5節 土地利用にあたっての基本方針 「まちづくり条例」の趣旨、及び「まちづくり基本計画」P12に掲げる「土地利用の見直しによる景観の向上」とは、全く方向が反対である。 事業者は既存の手続きを済ませれば良いでは、法・条例の目を潜り抜ける開発事業者等には白旗を掲げたも同じである。また、一方緑の保全・創出・質の向上、での表現に、本計画の危うさと、曖昧さが露呈している。逗子市の都市宣言に基づいた計画であること、その実現のための道筋が明確であることが、市民の切望するものである。かつ、具体性のある実行工程を提示願いたい。</p>	■	<p>土地利用にあたっての基本方針は、まちづくり基本計画にある「市民は土地についての一定の私権の制限を受容し、事業者は開発手続きの中でまちづくり基本計画を遵守することで、(以下略)」(P2参照)を元にしており方向に変更はありません。</p> <p>なお、市の条例適用とならないいわゆるミニ開発等や個々の住宅建設については、許認可権限等がありませんので、直接その行為を止めることはできませんが、今後も、今の良好な住環境を守るため、まちづくり条例等の適正な運用を行ってまいります。</p>
29	④土地利用の基本方針	—	<p>(P.17) (第5節 土地利用にあたっての基本方針) 市街化区域及び市街化調整区域の「基本的な枠組みは変更しない」と書かれた点は、大体そうであっても、逗子市まちづくり基本計画には緑地として保全してほしい箇所がいくつも例示されている。これを守るためにも何らかの行政措置が必要であろう。たとえば、これらを市街化調整区域に変えろとか、行政資金で買い上げろとかである。そのときのこれらの土地利用についての方針の明確化を要する。自然公園などの発想と軌を一にするものである。 「事業者は開発手続きを厳格に守る」というだけではなく、まちづくり基本計画の趣旨を実現しなければならない。 逗子銀座通りの三叉路交差点で4階建ての建物(逗子市逗子7-1-58かどやビル)を7階建てに建て替えようとする工事がある。このような高層化は自然景観の眺望の悪化、市街地中心部への人口集中などの点で許容できないものである。風通しが悪くなり、エアコンの排気が夏の気温を上げるなど、地球温暖化に加勢する。採算的に4階建てを建て替えて5階建てにするのはわからないでもない。しかし7階建てにするのは到底許容できない。道路向かい側には6階建てがあるから、今からでも6階建てにするなど計画変更が求められる。 現存する条例条文だけでは逗子のまちなみは破壊されてしまう。条文に書かれていないことでも、まちづくり基本計画に盛り込まれたことは実現されなければならない。そのための商店街の建物高さを抑制することは重要である。</p>	□	<p>ここでお示ししている「土地利用にあたっての基本方針」を受け、基本構想第2章第4節「1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち」の中で、「基本的に低層のまち並みの形成を基盤とする中で、地域ごとの整備方針に基づき、地域のまちづくりを進めていくこととしています。</p> <p>また、緑地については、実施計画第3章第3節「1 自然を大切にするまち」の中で、特別緑地保全地区指定事業をリーディング事業にしているほか、緑の保全のための財源確保等の検討を行うこととしています。</p>

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
30	⑤5本の柱と取り組みの方向	1-1	<p>(P.65)(目標NO.4) 「自立相談支援により自立につながった生活困窮者が30パーセント」とは、目標として少なすぎる。70%でも少ないぐらいだ。しかもその理由が「生活困窮者の総数は把握不能」とは粗末な計画案である。何らかの把握があつてしかるべきだ。しかし、現状でそれができていないのなら、「30パーセント」ではなく、「少なくとも50パーセントで、さらに100パーセントをめざしている」という程度なら計画としてわからないでもない。</p> <p>これに関して特筆したいことがある。「生活困窮者」には長期間あるいは激甚な犯罪被害を受けている場合もある。それに対しては全国的な取り組みが求められるが、地域的に逗子市のみでもこのような犯罪被害者の救済策を講じることも大切である。</p> <p>加えて、生活困窮者が高齢であつて希望しても特別養護老人ホームに入居できないような場合がありうる。このホームが定員一杯で入居待ち人数が3桁(本日現在の人数は未詳)になってそれをかなり上回っているのが現状である。家族・親戚が世話するほうがよいという考え方もあろうが、そのための配慮を要する。それでもこのようなホームの定員が少なすぎるならば、もう1か所増設することを計画しなければならない。</p>	■	<p>H27年度から施行される生活困窮者自立支援法は、重層的なセーフティネットの構築を目指す施策であり、社会資源の活用、関係機関との連絡・調整などにより、最後のセーフティネットである生活保護に至る前に自立につなげていくものです。自立相談支援事業とは、生活困窮者自立支援法の必須事業として本法の根幹に位置づけられるものです。</p> <p>生活困窮に関する相談を希望する方の中には、生活困窮の状況の推移によって、結果的に生活保護が必要となる場合や、他の措置(保護)等が必要な場合が想定されます。自立相談支援事業により自立が可能となるかは、生活困窮を訴える方の状況によるものであり、様々な困窮理由を抱える相談者の中で現行の社会資源により自立可能と思われる方の割合を、約30%とも見込んだものです。</p> <p>特別養護老人ホームについては、実施計画第3章第1節「3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち」で「民設民営を基本的に確かな施設数を確保する」としており、次期の逗子市高齢者保健福祉計画において160床の整備を計画する予定です。</p>

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
31	⑤5本の柱と取り組みの方向	1-1	<p>【別紙有】</p> <p>「第1節 共に生き、心豊かにくらするふれあいのまち」に対して進言させて下さい。</p> <p>私は、人間は全て「人間関係」の中でのみ生息できていると思っています。人は誕生して終わるまで人間関係の中で呼吸し続けますから、自分を取り巻く人間関係の良し悪しはとても重要なことです。そのためにいつも心の壁を取り除いておきましょう。</p> <p>そして次に、私は昨年脳卒中になった体験がありまして、そこから得たものは逗子市の今後の街づくりに有益となるものと確信しますから、つまり逗子市市民にも障害者はいるでしょうし、今日健常者でも明日は分かりません。私の持論は「必ずしも人は障害者にはなるとは限りませんが、高齢者にはなります。で高齢者と言うものはその身体的な特性は身体障害者に似たところがありますから、街づくりの基本は健常者中心の観点とするものでなく、障害者若しくは高齢者に配慮するものが望ましい。と私は思います。当然の声もありましょうが、実際に自分が障害者となり街を歩くと段差が多くバリアーがとても多いと感じます。</p> <p>以前訪れた市外の公共施設「高齢者センター」でのことです。私は会合の終わり、1階で玄関に遠慮して近い場所で「室内履き(安易な装具)から外出用(強固な装具)に履き替えて掲示板を見るためにカーペットの上を歩きました。施設の職員が飛んできて言いました「ここは靴で歩く場所ではありません。靴を脱いで歩けないのですか?」と。私はすぐさま、この装具なしでは歩けない障がいのあることを穏やかに説明して更に今、室内用(安易なもの)から外出用(強固なもの)へ履き替えていることを説明しました。職員は何にも返答をせずに私から立ち去り私は解放されたような惨めな気持ちになり安心もしました。さてこれで何も問題はないのでしょうか? 私たち日本人は外ばきで室内、特に畳を歩くことを非常に嫌います。これはそれと同じ延長線上の問題なのではないでしょうか?</p>	□	<p>地域には様々な困難や生活課題を抱えた人が暮らしています。だれもが住み慣れた地域で共に安心して心豊かに住み続けるためには、子どもから大人までのすべての人が、多様な生き方を受け入れる(心の壁を取り除く)意識を醸成していく必要があります。</p> <p>総合計画の基本構想が掲げる5本の柱の一つである「第1節 共に生き、心豊かにくらするふれあいのまち」は、総合福祉分野を担う基幹計画(福祉プラン)として位置づけられており、この福祉プランは地域福祉計画のほか、高齢者、障がい者、子育てなどの各福祉分野の個別計画を包含しています。</p> <p>今後はその個別計画において、各々の福祉分野の視点に立ち、様々な困難や生活課題を抱えた人に対する市民や地域の理解を深めるための福祉教育や、地域参加・交流による関係づくりなどの取り組みを充実させ、地域で共に助け合い、支え合う意識を育む環境整備を推進していきます。</p>
32	⑤5本の柱と取り組みの方向	1-2	<p>◆逗子に総合病院を新設する(池子地区に)(提案)</p> <p>①市民が集団健診を安心して受けられる(安くて、早く、確実に)</p> <p>②人間ドックが受けられる(公務員と同等の安価で)</p>	□	<p>総合的の病院については、誘致により開設をめざしてまいりますが、まず、そのために必要な病床数の確保を県に要望してまいります。</p>
33	⑤5本の柱と取り組みの方向	1-2	<p>実施計画3章2節医療・保健・福祉が連携…について</p> <p>P69の表の4項に、2022年度目標に総合的の病院が開設とあります。</p> <p>逗子市には、かつて横須賀市内から総合的の病院が進出を希望し、移転準備が進んでいたと聞きます。それがどう理由で破談になったのか、市議会、逗子市側や地元の対応等どう議論があったのでしょうか。この件で私たちに道義的責任はなかったのでしょうか。総合的の病院を再び誘致するには、前回の一連の経緯を究明し、このようなことが二度とないような万全な策をたて、2022年度目標と云わず早急な整備を希望します。</p>	□	<p>総合的の病院については、誘致により開設をめざしてまいりますが、まず、そのために必要な病床数の確保を県に要望してまいります。</p>

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
34	⑤5本の柱と取り組みの方向	1-2	◆総合病院の開設について 前から誘致について論議されているにもかかわらず、依然として前進することがみうけられない。委員会等の設置についても進捗状況すら聞こえてこない。本当に取りくむ意思があるのか非常に残念である。県に要望するなどの語句をみても取りくみの姿勢が弱いと思うので、強力な取りくみを要望する。	□	総合的病院については、誘致により開設をめざしてまいります。まず、そのために必要な病床数の確保を県に要望してまいります。
35	⑤5本の柱と取り組みの方向	1-2	市の総合病院の計画ですが、最近あまり話題になりませんが、現状の進捗はいかがでしょうか。 市制移行して半世紀以上経た今も、市民病院が無いとは暗たんたる想いです。当初の候補地であった沼間3丁目の場所は、立地としては最適と思われるが。	□	総合的病院については、誘致により開設をめざしてまいります。まず、そのために必要な病床数の確保を県に要望してまいります。
36	⑤5本の柱と取り組みの方向	1-3	◆要介護者・介護者の問題に対策機関を 県内2位の高齢化が進む市、逗子市の在宅介護はすでに70%を超えている。今後、要介護者と介護者の問題は増大し、かつ他市より深刻化することは論を待たない。まちづくり基本計画にある「福祉区」の構想が進まない中、財源豊富な都市とはちがう逗子独自の対策が急務である。介護問題に向けた専門的かつ全庁的対策機関を設置する必要があるのではないか。	□	平成25年度に実施の高齢者保健福祉計画策定に向けたアンケート調査において、要介護者の生活の場が自宅(在宅)という者は7割でした。 まちづくり基本計画に「福祉区」の表記はありませんが、本市では、日常圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、専門3職種の職員を配置し、地域における高齢者の総合相談機能を担っています。また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、関係機関や市職員を交えた地域包括ケア会議において、介護・高齢福祉等に関する課題検討等を行っており、その検討内容等を施策に反映してまいります。
37	⑤5本の柱と取り組みの方向	1-3	戦後の高度経済成長期を支えた高齢者に対する思慮を！！ 例えば市が医療費負担を独自にかかげ実行。全国に向けて、モデルケースになる制度を作るべきだと思います。要は、大切にすべきだと思う。無料で！！もしくは定額制(例 500円×4回)に、のこりの料金でいかに楽しく遊べるかを前提に。(重要と供給のバランス)	■	ご意見のような施策を実施することは、逗子市の財政規模では現実的に困難と思われるが。

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
38	⑤5本の柱と取り組みの方向	1-3	<p>・富野市長は京急の神武寺から電車で通勤されていました。平井市長は自転車を使われていると広報で知りました。(事故にあわないで・・・!) 市政をあづかる人達の姿勢は公僕であり、市民の為に働いてこそ、その役目があるはずです。</p> <p>・私共の負担する税が市政を動かすには少ないかもしれません。しかし、私共が支払う税金にふさわしい見返りを、私達が受けているのでしょうか。東京都は老人パスで無料で移動出来ます。私は市内に買物に出る時、バスだと往復360円のお金を支払います。年金生活で節約しての生活ですから、この移動の為に支出はつらいです。その上、「老人は歩け!」と申されますが、この坂道を膝痛をこらえて歩く事は、本当につらいのです。こんな老人が周りに澤山おられます。しかし皆だまって、がまんして生活しています。いずれ倒れた時、助けて下さるのでしょうか。老人ホームは駄目、病院は休日、介護保険を受けようとするこのバリアは高く、日々の生活に苦勞して耐えている老人が一杯います。</p> <p>老人にとって逗子市は住みよい街ではありません。せめてもの救いは、東京と比べ静かな事です。70才以上の老人に無料バスか割引制度をもうけて下さい。もっと楽に、困った時は介護保険を利用出来るようにして下さい。私たち老人は支払った税に対するふさわしい見返りを受けていません。</p>	□	<p>高齢者向けのバスの利用パスの交付及び割引きなどの制度化につきましては、民間事業者(京急バス)により割引制度(ふれあいパス)を実施していますが、市としては行っていません。</p> <p>本市の財政状況を踏まえると大変厳しい状況にありますが、今後の高齢者施策を展開していく中での検討課題とさせていただきます。</p>
39	⑤5本の柱と取り組みの方向	1-4	<p>障害者施設に時々ボランティアで参加していますが、その足としての自動車の駐車場のみすばらしい事に唾然といたします。平井市長に、ぜひ一度小坪の湘南の風、もやいの駐車場を利用してもらって下さい。全然整備されていませんし、借地のようですが、これでは施設で働く方々がかわいそうです。ぜひ御一考下さい。市政は市長の姿勢でできる事が多いものです。次期市長としても期待しています。</p>	■	<p>本駐車場のある土地は海岸保全区域内にある国有海浜地であり、市が占用許可を受け社会福祉法人に無償で貸し付けているものです。現状では、整備については考えておりません。</p> <p>なお、実施計画では当該土地を含めた小坪海浜地域について、(仮称)小坪海浜地域活性化計画を策定することとしております。</p>

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
40	⑤5本の柱と取り組みの方向	1-5	<p>リーディング事業「子育てネットワーク構築事業」について、子育て支援の重要性及び事業概要に記載されている事業目的については十分に理解するものであり、「子育てネットワーク」の構築と総合的な子育て支援の推進にかかる取り組みの必要性についても評価するが、以下のとおり手段には問題があると考え。</p> <p>「児童相談や母子保健及び青少年健全育成に関する事業を統括する必要があるため～(中略)「子育てに関わるネットワーク会議」を設置する」とあるが、逗子市には既に、逗子市子ども・子育て会議と称する審議会が設置されている。この審議会は、児童相談や母子保健及び青少年健全育成に関わる団体の代表者等により構成されており、この審議会と別に新たな組織を行政として設置することは、事務事業の効率化及び組織の簡素化を目指す本市の行財政改革の方針に反している。</p> <p>仮に、行政組織ではなく、逗子市社会福祉協議会の中に設置すると仮定しても、行政組織の重複という問題は解消されるものの、実質的な構成員は重複するものと考えられ、地域として機能が重複した会議体が併存することは避けられないものであり、新たな設置の必要はない。併せて、子育て支援関係の事業を受託してはいるものの、児童相談や母子保健に関して特段の取り組みを行っていない逗子市社会福祉協議会をその中心とする意図が不明であり、手段として不適切である。</p> <p>また、「子育てに関する市民団体等から様々な意見を集約する」とあるが、偏りなく市民や市民団体等の意見を集約し、子育て支援策に反映していくのであれば、逗子市社会福祉協議会という民間団体にその中心を担わせるのは不適切であり、市の設置した審議会を中心にその機能を担わせるべきである。</p>	○	<p>子育てに関わるネットワーク会議は、市長に意見・答申することが目的の子ども・子育て会議とは異なり、子育てに関わる団体等が情報や課題を共有し、解決策を学び合い、活動に生かす場とするものです。従って、機能が重複するものではありません。しかしながら、本事業の事業概要の「手段」の説明が適切ではなかったため、次のとおり修正します。</p> <p>実施計画第3章第1節「誰もが心豊かに子育てできるまち」</p> <p>(修正後) P86 リーディング事業「子育てネットワーク構築事業」の手段</p> <p>子育てに関するポータルサイトを構築し、インターネットを活用した情報の発信と収集を一元的、総合的に行う。 子育てに関わる団体等が情報や課題を共有し、解決策を学び合う場として「子育てに関わるネットワーク会議」を逗子市社会福祉協議会と連携しながら設置する。 ポータルサイトとネットワーク会議を連携させることで、「子育てネットワーク」として総合的に子育て支援を推進する。</p>
41	⑤5本の柱と取り組みの方向	1-5	<p>リーディング事業「子育てネットワーク構築事業」について</p> <p>子育てに関するポータルサイトについても、その意義や必要性は理解するものの、前述のとおり、新たに設置するネットワーク会議と連携させる意義が明らかでない。行政の責任でポータルサイトを設置するのであれば、その連携先となる会議体は行政が中心となって運営すべきであり、前述の逗子市社会福祉協議会が設置する会議体が主な連携先となることは不適切である。また、単にポータルサイトの運営のみを目的に会議体を設置することは、インターネットサイトの持つ速報性や機動性、効率性を阻害する要因ともなり得るものであり、手段として不適切である。</p>	■	<p>ネットワーク会議の目的が、「子育てに関わる団体等が情報や課題を共有し、解決策を学び合い、活動に生かす」ことであることから、会議の成果をより高めるために、またポータルサイトの質を高めるためにも連携は不可欠なものであると考えています。</p>
42	⑤5本の柱と取り組みの方向	1-5	<p>リーディング事業「子育てネットワーク構築事業」について</p> <p>主な事業内容として記載されている、「子育て関連事業の改善」はネットワークの構築に資する事業とは言い難く、削除することが適切である。</p>	○	<p>ご指摘を踏まえ、削除します。</p>

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

■：意見を反映させず、案どおりにしたもの

▲：その他

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
43	⑤5本の柱と取り組みの方向	1-5	リーディング事業「子育てネットワーク構築事業」について 目標として設定されている「0～未就学児のいる世帯がずし子育てわくわくメールに加入している割合」は、ネットワークが構築されていることを示す指標にはなりえない。また、未就学児のいる世帯だけが、このネットワーク構築事業の対象であるとの誤解を招く。ネットワークが構築された結果として、どのような状態を目指すのかを、まずは定性的に定義した上で、指標を設定することが適切である。事業概要の欄に対象として、「市民」とのみ記載されているところからも、このネットワークの受益者となる市民がどういった対象層であるかの検討が充分でないことがわかる。現状の課題が何であり、あるべき状態像を想定した上で事業化することが、施策立案に当たって必要な態度であり、これらの記載では、始めに「ネットワーク構築」という結論ありきに見える。	○	ご指摘のとおり、この事業の目標が適切でなかったため、次のとおり修正します。 実施計画第3章第1節「誰もが心豊かに子育てできるまち」 (修正後) ・P86 「子育てネットワーク構築事業」の所管名 子育て支援課 児童青少年課 ・P86 「子育てネットワーク構築事業」の目標【2018(平成30)年度】 子育てに関するポータルサイトが構築され、子育てに関する情報の収集と発信が一元的、総合的に行われている。 ・P86 「子育てネットワーク構築事業」の目標【2022(平成34)年度】 子育てに関するポータルサイトのアクセス数が、2018(平成30)年度の年間アクセス数の20パーセント増となっている。 ・P83 目標のNO.1 目標：★子育てに関するポータルサイトのアクセス数が、2018(平成30)年度の年間アクセス数の20パーセント増となっている。 現状：子育てに関するポータルサイトがない。 補足：これから構築するポータルサイトであって、内容によってアクセス数は大幅に異なる。できるだけアクセス数が多くなるようなポータルサイトの構築をめざす。
44	⑤5本の柱と取り組みの方向	1-5	リーディング事業「子育てネットワーク構築事業」について (参考)とされている計画事業費についても、(おそらくは他の事業費が含まれているものと想像できるが)ネットワークの構築、会議運営に8年間で1億2千万円以上、1年当たり1,500万円という経費は仮に人件費相当額を含むものであったとしても過大であり、適当なものとは言えないと考える。	○	ご指摘のとおり、計画事業費に他の事業費が含まれていたため修正します。 (修正後) ・P86 「子育てネットワーク構築事業」の計画事業費 5,760千円 ・P200 財政収支の見直し
45	⑤5本の柱と取り組みの方向	1-5	(P.83)(NO.1) メールマガジンとかスマートフォンなどが「心豊かに子育てできるまち」として必要なのか。仮にそれらがあつたほうがいいとしても、その資金がある人だけのことであり、こればかりに頼らない、用紙による広報などのほうがより効果的である。	□	市民への情報提供、情報共有の手段としてのホームページ等のインターネットの活用は、これらの手段の普及に伴い、市民により早く、より多くの情報を、利用しやすい形で提供するために行うものです。したがって、完全に同じサービスを他の手段で提供することは困難ですが、できる限りこれらの手段を使用しない人に配慮し、必要に応じて公共施設にチラシや冊子を配架するなど、従来の手法も併用してまいります。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
46	⑤5本の柱と取り組みの方向	1-5	(P.86) (子育てネットワーク構築事業) インターネットは市民全部が可能な手段ではない。用紙利用の工夫など市民全部にゆきわたる方法を使うべきである。	□	市民への情報提供、情報共有の手段としてのホームページ等のインターネットの活用は、これらの手段の普及に伴い、市民により早く、より多くの情報を、利用しやすい形で提供するために行うものです。したがって、完全に同じサービスを他の手段で提供することは困難ですが、できる限りこれらの手段を使用しない人に配慮し、必要に応じて公共施設にチラシや冊子を配架するなど、従来の手法も併用してまいります。
47	⑤5本の柱と取り組みの方向	1-5	主な目標にある保育所の待機児童についてですが、改善されるどころか、悪化しているように感じます。出産後も働きたいという意思のある母親が、安心して、子どもを産み、育てられる環境作りをお願いします。逗子は高齢化が進んでいるなか、若い子育て世代に、住みたい街として受け入れてもらえる必要があると思います。東京23区と同じ水準での、子育て支援が必要ではないでしょうか。	□	平成27年度から施行される子ども・子育て支援事業計画に基づき、希望する人すべてが、希望する施設を利用できるよう努めてまいります。
48	⑤5本の柱と取り組みの方向	2-1	(P.92) (NO.4) 市民交流センターの会議室の使い勝手の悪さは、この数年来くりかえしそのアンケートなどに指摘したにもかかわらず一向に改善されなかった。会議室定員30人、フリースペースのテーブルあたりのいす5人分で、その中間の25人をどう考えているのか。このような人数でも使いやすいように市民交流センターを改良するべきである。	□	市民にとってより利用しやすい施設となるよう、利用状況や利用者のご意見等を踏まえて検討してまいります。
49	⑤5本の柱と取り組みの方向	2-1	(P.92) (NO.2) ポータルサイトを利用できない市民への配慮を要する。用紙利用などができるようにするべきである。	□	市民への情報提供、情報共有の手段としてのホームページ等のインターネットの活用は、これらの手段の普及に伴い、市民により早く、より多くの情報を、利用しやすい形で提供するために行うものです。したがって、完全に同じサービスを他の手段で提供することは困難ですが、できる限りこれらの手段を使用しない人に配慮し、必要に応じて公共施設にチラシや冊子を配架するなど、従来の手法も併用してまいります。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
50	⑤5本の柱と取り組みの方向	2-1	(P.94) (共育ネットワーク構築事業) 用紙によるなど、ポータルサイトを使えない市民への配慮を要する。	□	市民への情報提供、情報共有の手段としてのホームページ等のインターネットの活用は、これらの手段の普及に伴い、市民により早く、より多くの情報を、利用しやすい形で提供するために行うものです。したがって、完全に同じサービスを他の手段で提供することは困難ですが、できる限りこれらの手段を使用しない人に配慮し、必要に応じて公共施設にチラシや冊子を配架するなど、従来の手法も併用してまいります。
51	⑤5本の柱と取り組みの方向	2-2	(P.96) (NO.4) 定員に対し、なぎさホール50%、さざなみホール100%の入場というのは、根拠の疑わしい目標だ。さざなみホールは「リハーサル無」というのも不可解である。市の施設だからこのような数値を期にするのだろうか、主催者は市民ばかりとは限らない。おかしい数値だ。使い勝手が良ければ入場者は増えるだろう。モニター調査でもやって利用度を高めるなどがもっとましである。	○	ご指摘のとおり、「補足」の説明がわかりにくいので、次のとおり修正いたします。 実施計画第3章第2節「2 文化を新たに創造するまち」 (修正後) P96 目標NO.4 ・なぎさホールの年間入場者:リハーサルを行うため1興業あたり営業日(309日)がすべて2日ずつ利用され、定員(555人)の80パーセントの入場があるものと想定。 $555人 \times 80\% \times 309日 \times 1/2 = 68,598人$ ・さざなみホールの年間入場者:営業日(309日)がすべて利用され、定員(134人)の70パーセントの入場があるものと想定(リハーサルは想定しない)。 $134人 \times 70\% \times 309日 = 28,984人$ ・両ホール合計: $68,598人 + 28,984人 = 97,582 \approx 100,000人$
52	⑤5本の柱と取り組みの方向	2-2	(P.95) (NO.1) 「逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会が評価」との点は問題山積である。この数値(点数)を見たことがあるが、このような点数を付けることと改善するべきだ。あいまいであるはずのことはそのままよい。点数化しておかしい評価を与えることは悪である。気にしないで済むことではないだろう。少なくとも至急できることとして「参考値」などの明記を伴うように改善するべきだ。	□	より適正な評価を行えるよう、ご意見を参考にさせていただきます。

【対応区分】

○:意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■:意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲:その他

□:案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
53	⑤5本の柱と取り組みの方向	2-2	(P.97) (NO.4) アートフェスティバルに「国等の補助金を確保」というのは実行できるのか。「3年に1回」というのは困難に思える。打ち上げ花火ではない。一過性ではない取り組みを要する。このような補助金も大切だが、例えばそれをプールして、ほかの補助金も加えて、毎年ならして使うほうがましである。 アート、アートというが、そんな騒ぎの前に地道に郷土史を研究した先達もある。そのようなことへの支援は不十分ではないか。 自然は文化の基盤として重要だが、そのための取り組みへの支援も不十分ではないか。 また、「協働」ということばの使用はやめるほうがいい。市民をただで働かせるようで許せない。「協力」とか「分担」とかの、より明確な表現を求める。	□	逗子アートフェスティバルは、3年に1回の大規模な開催と、その間の2年間の市民による企画・実施の組み合わせを継続して行い、一過性でない取り組みになっています。 郷土史については、文化財保護の一環として引き続き取り組んでまいります。 「協働」という言葉は本市だけでなく、パートナーシップのもと行政と市民が協力して取り組むことを意味する言葉として、多くの自治体で使用されるようになっているものととらえています。
54	⑤5本の柱と取り組みの方向	2-2	(P.98) (文化振興事業(逗子アートフェスティバルの充実)) 「トリエンナーレ方式」とは何なのか。継続性の確保は大切だ。高度な文化でもいつか失われることがある。たとえば継承者がいなければその前の死でおしまいになる。「トリエンナーレ方式」を使ってでも守るべき高度な文化行事なのか、再々の検討を要する。 現状ではプロがアートフェスティバルの担い手いうのもやむを得ないことでもあろう。しかし、アマチュアが将来プロになる可能性を秘めている。このことの配慮はあるのか。 また、社会教育団体の人数を10人以上に限るなどの違憲性に無思慮を感じる。この点の規定を削除するよう、すぐに是正するべきだ。	□	逗子アートフェスティバルは、3年に1回の大規模な開催と、その間の2年間の市民による企画・実施の組み合わせを継続して行うことを計画しています。 また、社会教育関係団体の登録については、本年度をもって廃止する予定です。
55	⑤5本の柱と取り組みの方向	2-3	(P.99~102) (3 スポーツを楽しむまち) かつて旧国鉄海の家に事務局などを設けて海岸で寒中水泳大会があった。その程度の行事ができること、そしてそのための施設が望まれる。 スポーツ、体力、健康がごちゃごちゃの観がある。それぞれの検討が必要なのに、ごちゃごちゃだからわかりにくい。 屋内プールにスポーツ医学科学センターを設けるなどについては触れられていない。このようなものを設けないとスポーツは危険にもなる。 また、「スポーツの祭典」には浪費の懸念を感じる。別項で記載したが、特別養護老人ホームの入居待ちが多すぎるのが現実だ。そのための予算が先ではないか。 アーチェリー場は自然豊かな池子に造るなどという意見も述べたが、場所が他にないなどと言われた。この的の形が野鳥は大嫌いである。的を使わないときはカバーをかけるとか物置にしまうことなどを要する。 なお、(仮称)池子の森自然公園へのペットの連れ込みは厳禁である。それらがかわいくても、自然破壊というとりかえしのつかないことになる。自然保護のためには靴の裏に付着した種子さえ厳禁という場合もあるくらいだ。	■	寒中水泳大会などを実施するための施設整備等については、現段階では検討していません。 生涯スポーツと健康づくりとは切り離せないものであり、連携しながら進める必要があると考えています。 本市の規模でスポーツ医学科学センターのようなものを設けることは難しいものと考えます。 「スポーツの祭典」はすべての市民が気軽にスポーツに親しむことのできる機会を提供し、継続的にスポーツを実施していくためのきっかけづくりとして行うもので、平成24年3月に策定した逗子市スポーツ推進計画の重点事業に位置付けられています。なお、実施にあたり、従来の「健康まつり市民運動会」を発展的に解消する形でスポーツの祭典を実施するため、重複した支出にはなっていません。 野鳥をはじめ自然環境に対する影響が極力少なくなるよう、運用面で様々な配慮を検討してまいります。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
56	⑤5本の柱と取り組みの方向	2-5	◆第2節リーディング事業 図書館の蔵書充実を加えて欲しい。民営化に賛成。	□	図書館の蔵書の充実については、「蔵書整備事業」として毎年取り組んでおります。図書館の民営化については今のところ予定はありませんが、指定管理者制度の導入については、引き続き検討してまいります。
57	⑤5本の柱と取り組みの方向	2-5	(P.108～111) (5 子どもも大人も共につながり成長していくまち) 逗子市域の文化財についての取り組みは、戦前も戦後も貧弱すぎた。軍の悪行もあった。三浦半島を要塞化して地図を真っ白にしたことで、その地図に載っているはずの地名が何年にもわたって衆目から奪われた。その反省と失地回復を要する。このようなことを書き加えるべきだ。 郷土資料館を旧徳川別荘に置いているのも不適切である。その場にどうしても必要な物は展示してもよいが、郷土資料館は博物館のように拡充するべきであり、もっと便利な所、たとえば第一運動公園の一部(とは限らないが)などに置くべきだ。そこに古文書を集めて展示するとか学芸員を配置するなどの検討を要する。 徳富蘆花愛用の机といすは柳屋旅館にあった。閉店してしまったので失われないう適切な保存管理を考えるべきだ。	■	文化財の取り組みとして、地名の件、徳富蘆花愛用の机については取り組みの必要性を認識しておりません。 また、現郷土資料館は公園施設の一部であり、現存地での拡充は困難です。新たな博物館の整備には、施設用地のほか多額の費用が必要となるため、現在計画できる状況にありません。
58	⑤5本の柱と取り組みの方向	3-1	(P.118) (NO.4) 「三浦半島国営公園」には大反対である。「三浦半島自然公園」とするべきだ。 立川市の昭和記念公園にさらわれてしまったが、元々昭和天皇の在位記念に「三浦半島国営大自然公園」を逗子市と葉山町の境界付近の山地に誘致したいとしてその市議会・町議会が決議したことで始まった。「国営大自然(・・・)公園」というのは制度として存在しないもので、国営公園という名前が作られ、立川市の昭和記念公園ができた。しかし、逗子市・葉山町の境のあたりに公園を設けたいために仮称「国営大自然公園」が用いられたのである。国営より大自然という強調的な用語に注目してほしい。国営公園は制度的には都市公園であり自然破壊につながる恐れもある。「三浦半島自然公園」という呼称を使うべきだ。なお、これを国立・国定にするのか県立にするのかなどは検討課題である。国県に現在取り組みがなくても、自然の保全保護には必要である。	□	神奈川県、横須賀市、三浦市、葉山町とともに三浦半島国営公園設置促進期成同盟会の一員として、国への要望活動を実施しているところです。国営公園は都市公園ではありますが、いただいた自然の保全保護の観点につきましては、事業の際に参考とさせていただきます。
59	⑤5本の柱と取り組みの方向	3-1	(P.122) ((仮称)池子の森自然公園整備事業) ドッグランは既存運動場の付近に限るべきだ。自然公園としては、犬の騒音、ダニ、排便などの防止のため、立ち入り禁止とするべきだ。	□	現在、当該公園において動植物の生育・生息状況の現地調査を行っており、この結果を踏まえて今後の整備・管理の基本的方針を検討してまいります。

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
60	⑤5本の柱と取り組みの方向	3-1	(P.120) (自然の回廊プロジェクト推進事業) 協働と言うべきでない。それはただ働きの響きがあり、ボランティア的活動を疲弊させる。協力とか分担とか、もっと適切な用語を使い分けるべきだ。市民への委託のような場合もありうるが、それには予算を要するとしても、ある程度の予算措置はあって当然である。	■	「協働」という言葉は本市だけでなく、パートナーシップのもと行政と市民が協力して取り組むことを意味する言葉として、多くの自治体で使用されるようになっているものととらえています。
61	⑤5本の柱と取り組みの方向	3-1	◆ 田越川流域の環境について 田越川流域には、周辺に緑、特に高木が多く残り、そのため上流部にはホタルも生息し、ゆとりある優れた住環境がある。思えば、川沿いの路は電柱・電線がほとんどなく、車の通行が無いため気持ち良い散策ができ、沿道の緑も街の中心より多い事に気付く。海岸沿いのマンションが立ち並ぶ現状の風致地区よりも、遥かに逗子らしい良好な住環境と言えよう。 このような川岸に沿った3～5m帯に、新たな「風致地区指定」「景観形成重点地区指定」「まちづくり推進地区指定」又は「まちなみデザインコード」を進め、積極的な保全を図るべきではないか。	□	実施計画第3章第3節「1 自然を大切にすまち」の中で、自然と人の共生するまちづくりの推進について規定しており、ご意見の内容を踏まえ取り組んでまいります。
62	⑤5本の柱と取り組みの方向	3-1	◆ 緑 市内緑被率の経緯すら確認されぬまま、緑の基本計画は計画期間を終える。現在、まちなみデザインコードははじめ市街地緑化に向けた新たな提案がなされている中、緑の基本計画の改定を含む、緑の保全と創造へ向けた新たな政策が必要である。その立案をサポートする専門的機関の設置を計画に位置付けるべきではないか。	■	逗子市緑の基本計画の目標年次は平成27年(2015年)となっておりますが、平成27年をもって計画が終了するわけではなく、引き続き、本計画に基づき緑に関する各種施策を推進してまいります。 なお、緑の基本計画は個別計画として新総合計画に位置付けられております。
63	⑤5本の柱と取り組みの方向	3-1	(P.119) (NO.9) 逗子海岸の砂浜減少の原因の第1は、葉山町燈摺築港が葉山港として整備され防波堤を不用意に延長したために潮流が変わり、逗子海岸の披露山寄りの砂浜が削られていることである。葉山港の災害対応の機敏を損なわずにその防波堤を短縮して潮流を元に戻す必要がある。そのために堤防でなくはね橋のようなものを替わりに設けるなどの工夫をしなければならない。	■	逗子海岸の砂浜減少が、ご指摘のような原因によるものとは確認できておりません。 実施計画にあるとおり、逗子海岸の美化等に対して、市としてできる限り取り組んでまいります。
64	⑤5本の柱と取り組みの方向	3-2	ゴミは有料化すべき。以前、福岡市と藤沢市に住んでいましたが、福岡市では有料の上、回収を深夜に行っていたので、カラスによる被害も少なく、非常にきれいな街になっていました。一方、藤沢市も有料になりましたが、可燃ごみと不燃ごみのビニール袋の色分けを誤ったため、ほとんどがピンク色の有料袋を購入した結果、カラス対策にさらにお金がかかってしまった。 ※既に地域でごみ専用のボックスを個人で購入している場所では猶予期間を設けて対処すればよいと思います。	□	平成27年度より家庭ごみ処理の有料化を行う予定です。なお、有料化による減量効果を最大化するため、有料化の意義と趣旨目的の十分な周知啓発を行います。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
65	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-1	◆第2編基本構想 第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまちめざすべきまちの姿の「社会ニーズを的確にとらえ」の文言は、あえて言及するにふさわしくない。言及すべきは「まちづくり条例」前文に謳われている文言につぎる。「まちづくり条例」が制定された背景には、逗子市がこれまでに辿ってきた幾多の環境破壊や乱開発行為から身を守る手立てであった事は周知の事実である。その重要なメッセージをこの新総合計画案から読み取ることはできない。是非ともこの「まちづくり条例」のまちづくり条例制定の背景を明記し、第4条旧第5項「市は、高度地区、風致地区、緑地保全地区、建築物の敷地面積の最低限度等の法令に基づく指定等そのほか土地利用の規制及び誘導に関する施策を講じるように努めなければならない。」「まちづく基本計画第2章Ⅱ方針と施策」に明記している文言を遵守する、その事を踏まえたものであると明記するべきである。	■	「社会ニーズを的確にとらえ、責任をもって応えること」こそが、地方公共団体の責務だと考えております。 まちづくり条例が制定された背景については、同条例の前文で謳っているとともに、新総合計画案の序文において読み込んでおります。 まちづくり条例旧第4条第5項については、平成19年12月にまちづくり基本計画が策定されたことから、平成20年条例改正において削除されております。その内容のうち一部は新総合計画前期実施計画に位置付けられており、残りの部分については、中期、後期の実施計画に位置付けてまいります。
66	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-1	◆土地利用について②-駐車場ばかり増え続ける逗子について 現在、空地ができると多くは駐車場となる。これは行政の住み良い逗子の対策失敗と思う。住み良い逗子とは何かを根本的に考えるべきと思う。まちづくり基本計画にある住宅政策を始め、逗子のランドデザインを市民協働で構築すべきだ。	□	実施計画において、商業地における住宅の在り方も含めた人口減少時代のあるべき土地利用の検討を位置付けております。ご意見につきましては、この検討を進めるに当たっての参考とさせていただきます。
67	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-1	◆土地利用について①-最低敷地面積の規制について 人口減少が懸念される当地区で、市の価値を高めるために新規建築するに必要な土地面積を制限することは人口増加策に逆行するのではないか。市の環境整備の方法は他にいくらでもある。新規住居を建てたい人の資金負担をもっと考えるべきと思う。最低敷地面積の規制に反対。規制以前にまず、まちづくり基本計画にある住宅政策を市民協働で構築すべきだ。	■	敷地面積の最低限度の導入については、まちづくり基本計画にも謳われており、本市の良好な住環境を守るべく、平成20年度から敷地規模調査、シンポジウム、説明会等を実施、広報やチラシでの制度の周知を行ってまいりました。 平成24年度には、「検討案」として制限値となる数値を公開し、現在まで自治会単位の説明会等を実施しながらより多くの方に周知を行ってまいります。 全国的に人口が減少する時代となる中、本市においては、現在の良好な住環境を維持・保全していくことが、市として最大の魅力となるものであり、その結果として「ここに住みたい。」「住み続けたい。」と考える市民を増やしていくことにつながるものと考え、まずは早期の制度導入を目指してまいります。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
68	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-1	<p>逗子新総合計画案P139のNO.3に都市計画(用途地域)による、敷地面積の最低限度の基準を導入し、運用するとあるが、この制度導入は市民合意に至っていない。新総合計画案の中にこの件を入れることに賛成できませんので削除を願います。</p> <p>理由 <1>都市計画法に基づく最低敷地面積の制限を定める規制力(・・・)は土地所有者の財産権を侵害する。 <2>人口減少、超少子高齢化の時代が到来する中、制限値を設ける事は富裕層の取得へと限られていき、多様な住宅需要に応え得るものではない。それが起因となり人口が減り、街の衰退につながる。 P141のNO.4について市民参加型の逗子市政の有り方の中で、この制度の導入の影響を自分の事として考えられていない市民が多数居る。市民合意を得る手法について考察を願う。 P141のNO.5に「良質の景観を維持創造するためには私権の一定の制限が必要である」と書いてあるが、まさに国民の財産権を侵害する文言であり、削除願います。</p>	■	<p>敷地面積の最低限度の導入については、まちづくり基本計画にも謳われており、本市の良好な住環境を守るべく、平成20年度から敷地規模調査、シンポジウム、説明会等を実施、広報やチラシでの制度の周知を行ってまいりました。</p> <p>平成24年度には、「検討案」として制限値となる数値を公開し、現在まで自治会単位の説明会等を実施しながらより多くの方に周知を行っています。</p> <p>全国的に人口が減少する時代となる中、本市においては、現在の良好な住環境を維持・保全していくことが、市として最大の魅力となるものであり、その結果として「ここに住みたい。」「住み続けたい。」と考える市民を増やしていくことにつながるものと考え、まずは早期の制度導入を目指してまいります。</p>
69	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-1	<p>計画案P.139の項3に、“都市計画による敷地面積の最低限度の基準を導入し運用する”とあるが、これについては未だ市民合意に至っていない。従ってこれを前提とした新総合計画を策定することには反対する。</p> <p>反対理由 1) 敷地面積の最低限度基準導入に反対する。 i) 25年、50年先の土地利用が制約を受け続け、活性化を妨げる。 ii) 住みやすい住環境作りの手段は他にもあり、多面的に検討すべき。 iii) 土地利用に柔軟性を持たせることにより、若年層の流入を促進すべき。 2) 新総合計画案の内容の市民への周知が不徹底 全戸配布されたとする「逗子市新総合計画案」によるパブコメ募集用パンフレットからはその計画が不明瞭で、例えば敷地面積の最低限度のような大事な項目は出ていない。感心のある人にしか内容が分からないのが現状。市民が全てを理解するのは無理なるも、将来を決定する重要事項については、効果的な注意喚起が必須。 3) 従来の計画案を規定事項として新総合計画案に盛り込むのではなく、24年先をしっかりと見据え、基本から計画を立案して頂きたい。</p>	■	<p>敷地面積の最低限度の導入については、まちづくり基本計画にも謳われており、本市の良好な住環境を守るべく、平成20年度から敷地規模調査、シンポジウム、説明会等を実施、広報やチラシでの制度の周知を行ってまいりました。</p> <p>平成24年度には、「検討案」として制限値となる数値を公開し、現在まで自治会単位の説明会等を実施しながらより多くの方に周知を行っています。</p> <p>全国的に人口が減少する時代となる中、本市においては、現在の良好な住環境を維持・保全していくことが、市として最大の魅力となるものであり、その結果として「ここに住みたい。」「住み続けたい。」と考える市民を増やしていくことにつながるものと考え、まずは早期の制度導入を目指してまいります。</p> <p>新総合計画案の市民への周知につきましては、広報ずしでの告知、概要版リーフレットの全戸配布、市民説明会の開催、ホームページでの公表、市内公共施設への配架等行っております。</p> <p>また、案の策定においては、無作為抽出した市民による討議会、各個別計画・基幹計画の懇話会等からの意見聴取など重層的な市民参加を図っております。</p>

【対応区分】

○:意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■:意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲:その他

□:案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
70	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-1	第2編第3節/4節の区分が明確でない。また、この項目を分けた目的が明快でない。 特に、第4節に“土地利用の基本方針を尊重し”と記されているが、「まちづくり条例」「まちづくり基本計画」とは異なり、表現があいまいで、その方向を変化させている。また、この新総合計画の土地利用施策は、今まで推し進めてきた方向性と異なる。この方向転換は、今までの逗子のまちづくり政策の経緯からして許されるものではない。4の都市機能の整ったまちでの「財政状況や限られた土地の利活用」には、違和感がある。潤沢な財政など何時の世もあり得ない、あえて明記する必要があるのか疑問である。問題・課題を分断させるだけで、事が難解になるだけです。前項と併せ逗子市の将来への明確なメッセージ性のある発想と方向性が欲しい。	■	まちづくり基本計画は、新総合計画に一体化されましたが、そのまま総合計画に含まれたということであり、内容が変更になったわけではありません。しかしながら、まちづくり基本計画の中には、時間がかかるもの、検討を要するもの等があり、前期実施計画の中では位置付けられていないものがあります。これらは中期、または後期の実施計画で位置づけることとなります。加えて、すでに完了したものについては整理を行っています。なお、一体化にあたり、必要に応じて文言の整理を行っていることにご理解をお願いします。
71	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-1	議会承認された「まちづくり基本計画」の内容と比較して、第2章Ⅱで謳われている“まちづくりと住宅政策の一体的推進”が分解され、かえって推進力が弱まる。「まちづくり基本計画」で示している具体的施策(用途地域の見直し、最低敷地面積の導入、高度地区の導入、壁面線の交代の導入、風致地区の導入・拡大)が消え、逗子の街づくり行政は後退したかに受け取られる。あってはならない事である。	■	まちづくり基本計画は、新総合計画に一体化されましたが、そのまま総合計画に含まれたということであり、内容が変更になったわけではありません。しかしながら、まちづくり基本計画の中には、時間がかかるもの、検討を要するもの等があり、前期実施計画の中では位置付けられていないものがあります。これらは中期、または後期の実施計画で位置づけることとなります。加えて、すでに完了したものについては整理を行っています。なお、一体化にあたり、必要に応じて文言の整理を行っていることにご理解をお願いします。
72	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-1	◆実施計画3章4節1良好な住環境の形成…について 高齢化が進む逗子では、かつて丘陵地を大規模開発した住宅地を始め、各所から高齢者が利便性の高い市街地の中心部に移り住みたいという希望が出てくると考えます。 中心部に高齢者が多く集まる居住環境が整えば、福祉や介護サービスの生産が高まることが確実になり、潤いと賑わいのあるまちづくりも可能となります。その受け皿になる住宅を用意するため、容積率等の規制緩和とともに市街地再開発事業等、民間活力やアイデアを活かした事業手法を早急に検討しはじめなければならないと考えます。 p140の実施計画の課題や取り組みの表現では抽象すぎ分かりづらいものになっています。今後市内においてどれだけの高齢者への介護サービスが不足するのか、それに対してどうすべきかをぜひ具体的に表現し。そのため市街地中心部をどうコンパクトシティ化していくべきかを説明すべきなのではないかと考えます。	□	ご指摘のとおり、実施計画第3章第4節「1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち」の中で、地域のまちづくりを推進する方針を規定しており、個別事業に対する参考意見として承ります。 なお、具体的に表現にすることのご意見については、下位計画において検討すべきものと考えます。
73	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-1	(P.141)(NO.4) 最低敷地面積について市の条例を作るなら、地域による格差があってはならない。格差の理由はない。一律に125平方メートルなどとするべきだ。	□	実施計画にありますように、数値基準、区域等の精査を行います。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
74	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-1	(P.140) (NO.3) 良好な都市環境をつくる条例は、先進的ではあったが、メッシュによる自然度がAなど高い部分も、開発区域全体として評価が合計されて打ち消されている点にダメージがある。評価の高い部分は残し、その他の部分のみの開発にとどめるべきであり、それが無理ならそのあたりの開発はさせないことを要する。地球温暖化阻止のためには、もうすべての緑地の開発を認めないことが求められるのである。緑は温室効果ガスである炭酸ガスを酸素に変えるだけでなく、太陽熱を吸収する効果が大きいのである。	□	実施計画にありますように、良好な都市環境をつくる条例も制定から20年経過していることから、見直しについて検討してまいります。
75	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-1	第3編実施計画の取組には目新しさ、施策としての位置づけ等が無く、ただ情緒的活動に留まっている。 景観行政を一面的に捉えるのでは将来の景観の向上にはつながらない。将来を展望する「まちづくりと住宅政策の一体的推進」と「景観向上を目指した土地利用の見直し」を両輪とすべきである。	▲	新総合計画案に関するご意見として承りました。
76	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-2	◆沼間地区における防災救護体制の不備解消 (1)広域避難場所は逗子中学・高校であり一時避難場所が危険になった時に避難する場所であるが、場所によっては1時間以上かかる。これは移動中に二次災害の可能性が高く、経路の神武寺トンネルの崩落も考慮に入れた救護体制の見直しが必要と考える。 (2)沼間4丁目には防災無線が設置されているが、4丁目18番地区は山と高速道路にさえぎられ全く放送が聞こえない。早急に増設してもらいたい。	□	(1)広域避難場所につきましては、逗子市地域防災計画において定め、検討、指定等を行っております。いただいたご意見を踏まえ、検討、指定等を行ってまいります。 (2)災害時の情報伝達については、逗子市地域防災計画において定め、検討、整備等を行っておりますので、いただいたご意見を踏まえ、引き続き検討、整備等を行ってまいります。
77	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-2	逗子市における街並みを拝見すると、この街に住んでいらっしゃる方が、この街のことを非常に愛していることが、その暮らしぶりや家並みからも感じられます。海、川、山といった自然に恵まれた土地が、そのような状況や思いをつくりだしているのかもしれない。 ただし、東日本大震災をふまえ神奈川県から発表された津波想定を踏まえると、逗子市は浸水被害や建物被害が大きくなることが想定されます。 そのような観点から総合計画案を拝見すると、津波に対する減災策として、津波避難ビルの増加の必要性、津波に強い建物の普及(補助)、そして災害後に復興が短い期間でできるように予め事前復興計画を検討しておくことも有意義と考えられます。 海、川、山などによる自然災害に対しても強化した総合計画をもって、一人でも多くの方の命が助かり、市内における被害が少なくなることを願っております。	□	「第3編 第3章 第4節 2 災害に強く、犯罪のない安全なまち」にありますとおり、津波災害に備え、津波避難経路などの整備を進めております。津波対策、復興計画につきましては、逗子市地域防災計画地震津波対策計画編において、地震被害の想定、災害予防計画、災害応急対策計画、復旧・復興計画等を定め、これらに基づいて推進しておりますので、いただいたご意見を踏まえ、引き続き推進してまいります。

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
78	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-2	<p>◆備蓄防災施設の充実を 災害時の想定避難者数4万1640人に対し、現在、防災施設の収容可能人数は半分以下の1万9000人に留まっている。備蓄品も100%備蓄を目指すことから、逗子小、沼間小、小坪小に準ずる備蓄防災施設が、特にJR線路の北側に必要。 池子接收地内の40ha共同使用地は、標高10m以上に位置する広大な平地として、津波避難に大変有利な地勢であり、加え、災害時医療活動拠点・逗葉地域医療センターの直近でもある。 防災計画で最大の難題、「避難者受け入れと備蓄量」を確保できる備蓄防災施設を、池子接收地の共同使用地内に設定すべきではないか。</p>	■	<p>「第3編 第3章 第4節 2 災害に強く、犯罪のない安全なまち」にありますとおり、市では備蓄資機材等の整備に努めております。 「第3編 第4章池子の森の全面返還を目指して」において触れております共同使用地の部分返還につきましては、できる限り自然環境を保全した自然公園とすることで、国、米軍と協議をしてきました。現在、共同使用地は、久木地区市民の広域避難場所として指定をしているところでありますが、現時点においてこれ以上の防災機能を備えた施設を設置する予定はありません。</p>
79	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-2	<p>◆ 田越川の未整備区間の解決を 田越川の沼間地区未整備区間の改修は、20年間にも渡り滞っている。そのような中、昨年2月には護岸が崩壊し、緊急防災工事で川幅が7割に狭まってしまった。にもかかわらず計画案には、近接地権者との話し合いが今も唯一の方法のように書かれている。これでは20年以上改修できなかった現状の打開は困難である。 県内を見渡せば、河川バイパスや地下貯留槽、片岸の大規模改修など、様々な解決例が見受けられる。地権者協議と並行し、様々な技術的解決の検討も同時進行させ、かねてより暴れ川と恐れられた田越川の歴史に終止符を打つべく、確実な一歩を踏み出すべきではないか。</p>	○	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり変更します。 実施計画第3章第4節「2 災害に強く、犯罪のない安全なまち」 (修正後) P144 目標の補足NO.5 新技術の検討を行うとともに、関係地権者等との話し合いを進めて事業着手をめざす。 P147 取り組みNO.7 ・田越川準用河川の未整備区間について、新技術の研究を行うとともに、関係地権者等との話し合いを進め、事業の完了をめざす。</p>
80	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-2	<p>◆ 防災救護体制の格差解消を 沼間地区は、消防署と分署の守備範囲1.5km圏内から外れ、長年に渡り市内各地区に比べ防災・救護体制に格差がある。特にJR線路北側の2、4、6丁目一部は、線路や崖・トンネルの崩落により、災害時、他から孤立する恐れがある。また、同地区の広域避難場所は、山向こうの逗子中学・逗子高校であり、その現実性、実効性に疑問がある。沼間における防災救護体制の格差解消に向けた対策を明示すべきではないか。</p>	■	<p>ご指摘の孤立に関しては、災害発生後、数日間にわたり救助等、消防の手の届かない地域は、本市では考え難いと判断します。</p>
81	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-2	<p>◆沼間地域の防災関係について 毎月地域内パトロールを実施しているが、沼間地域は谷戸が多く消防車が入るには道が狭く、災害時大変心配。同地域は消防署や分署がなく消防栓も少ない中、今後、他地域との防災救護体制の格差をどのようにめるのか明確にすべきだ。</p>	■	<p>本市は、沼間地域以外にも谷戸は存在しますが、すべての災害に対応ができていると考えております。 また、消火栓につきましても、全地域において充足しております。</p>

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
82	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-2	災害対策基本計画(BCP)について、第4節にて若干触れていますが、抜本的な計画が見えてきません。特に逗子市を考えた場合、直下型地震が発生した際の、「津波による被害」をどう想定し、最低限の被害を抑えるための計画をどう策定しているのか、全市民に分かりやすく開示すべきではないでしょうか。また、避難場所の設定はされており非常に助かっておりますが、復興計画も、もし検討済みであるならば、詳細を開示する必要はないので、万が一が直下型地震が発生した後も、市民が安心して生活ができるということをアピールする必要があるのではないのでしょうか。	■	災害対策については、逗子市地域防災計画地震津波対策計画編において、地震被害の想定、災害予防計画、災害応急対策計画、復旧・復興計画等を定め、これらに基づいて推進しております。また、逗子市地域防災計画は、ホームページで公開しているほか、市内の公共施設にて閲覧することができます。 なお、BCP(事業継続計画)については、今後策定する予定です。
83	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-2	(P.144)(NO.3) 自主防災組織の加入率に関して、「100パーセントの組織率は難しい」ということがなぜなのかかわからない。難しいとすればそれを補う方法を提示すべきである(たとえば必要な広報とか訓練など)。これは避難所など人命にかかわることであり、特に中途半端は許されない。	■	自主防災組織に加入するかどうかは、任意の判断によることであり、強制的な加入はできないため、100パーセントの組織率は困難なのが実情です。 市として必要な備蓄等を行ってまいりますが、本項目は自主防災組織の組織率を上げることを目標として掲げているものです。
84	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-2	例えば沼間地区は、消防署と分署の守備範囲1.5km圏内から外れ、市内各地区に比べて防災・救護体制に弱さがある。そうした格差解消に向けた対策を明記すべきではないのか。	■	消防署所からの遠近はあっても、災害対応はできていると考えており、指摘の防災・救護体制の弱さという点は認められず、格差もないと考えます。
85	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-2	(P.144)(NO.2) 地域安心安全情報共有システムはパソコン利用によっている。その利用ができない市民も同様に情報共有ができるシステムとするべきである(用紙の利用など)。	□	地域安心安全情報共有システムは、主に携帯電話やパソコンのメール機能の利用を想定した運用を行っています。なお、防災情報については、通常のメール配信に加え、メールが利用できない方を対象に、電話、FAXによる配信も行っております。
86	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-2	基本構想2章4節 安全で安心な、快適な暮らし2災害に強く…について 近年地球温暖化にともない、巨大台風や予想を超えた豪雨等天変地異が生じています。また、地震については、30年以内にマグニチュード7級の首都直下地震が起こる確率は、70%と予測されています。新総合計画は、あらゆる自然災害を想定した緊張感のある計画を策定し、実行に移す絶好の機会です。 実施計画3章p146の表の3項の中について、現況・課題は、「津波浸水予想地域については、速やかに避難場所の確保を図る。」とし、取り組みには、「都市計画の容積率、高さ制限等を見直すことや民間活力の活用も視野にいたした検討を行う。」と追加すべきと考えます。 逗子のまちづくりは低層のまち並みでの景観形成を基盤としていますが、平時であれば問題はないでしょう。しかし、危機が迫りくる今、人命の尊重が一番であり、身近なところで高層建築の避難場所がなければ、災害弱者を助けることができないと考えます。	□	津波対策につきましては、逗子市地域防災計画地震津波対策計画編において定め、対策の実施、検討等しておりますので、いただいたご意見を踏まえ、引き続き実施、検討等してまいります。

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
87	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-2	<p>津波に対する避難における、基本情報の整理をさらに行うべきです。また、津波避難ビルの整備等、必要な避難における措置を行うべきです。</p> <p>逗子市では津波に関して、県公表の浸水予測を元にハザードマップを公開していますが、そのなかで津波に対して津波避難ビル等にも逃げ切れない箇所がありそうです。</p> <p>新総合計画にも、自主防災組織の充実や、避難行動要支援者支援事業の拡充・充実が盛り込まれていますが、それらと並行して、物理的に避難が出来ない箇所に対する手当(場合によっては津波避難ビル等の新設)を進める必要があります。そのためにもまず、避難における基本情報(避難距離・時間・箇所と人数の対応など)を行政側として整理・分析・公表することが必要と考えます。あるいはそれらが既に行政内で整理されている場合、公表と対策の行動計画を示すことが必要と考えます。</p>	□	津波対策につきましては、逗子市地域防災計画地震津波対策計画編において定め、対策の実施、検討等しておりますので、いただいたご意見を踏まえ、引き続き実施、検討等してまいります。
88	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-2	<p>大規模災害発生時の復興ビジョンを含んだ防災計画の策定が必要です。</p> <p>津波ハザードマップでも示されている通り、最大規模の津波が発生した場合、逗子市は甚大な被害を受けることが想定されます。</p> <p>私は、東日本大震災の被災地域である宮城県石巻市の復興事業にも関わっている経験から、逗子では事前に大規模災害が発生した際の復興ビジョンをあらかじめ持つていくことが重要だと考えます。</p> <p>逗子市の様に、一次産業が比較的少ない地域は、災害時の復旧・復興が緩慢であると一気に人口が流出してしまいます。</p> <p>その為、防災・減災の計画に加え、どうしても大きな被害となってしまった場合の事前復興ビジョン(計画までいけると望ましいですが)を策定し、迅速かつ戦略的な復旧・復興を行うことが必要と考えます。</p> <p>特に、逗子の重要なアイデンティティである砂浜や海岸に関する方針(防潮堤などの建設の是非)や、高台の緑地に関する方針(高台移転の実施の是非など)は市民的な議論を行っておかなければ、被災後の時間のないなかで望まない方向へとすることが十分に考えられます。(東日本ではそういった地域が多くあります)</p> <p>いきなり計画を策定することは困難と考えられますが、自主防災組織でそういった復旧・復興に関しての議論を行うことを総合計画に位置づける必要があると考えています。</p>	□	津波対策につきましては、逗子市地域防災計画地震津波対策計画編において定め、対策の実施、検討等しておりますので、いただいたご意見を踏まえ、引き続き実施、検討等してまいります。
89	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-2	<p>◆防災について</p> <p>近年、気象状況の変化により国内各地で大きな災害が発生している。</p> <p>逗子市は環境面では良好であるが、中心地を離れると崖地が多く、大雨などの時は崖崩れをいつも心配している状況である。特に沼間四丁目は崖地の樹木の手入れがされていないため(伸びほうだい)片方に重量が掛かり、崖崩れが発生し易い状態である。</p> <p>このような状況下で崖崩れが発生すれば、孤立することは目に見えており、谷戸地域の防災体制の充実と環境整備をすべきではないか。</p>	□	土砂災害対策につきましては、逗子市地域防災計画風水害等対策計画編において定め、対策の実施、検討等しておりますので、いただいたご意見を踏まえ、引き続き実施、検討等してまいります。

【対応区分】

○:意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■:意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲:その他

□:案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
90	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-2	“津波にまけないまちづくり”。風土には好ましい懐かしい要素がある一方、台風、地震、津波、高潮などの自然災害も、風土の避ける事は出来ない一部としてある。東北大震災以前に市民主導でつくった“まちづくり基本計画”の時点では注意が払われなかったが、過去に何回もあり必ず近い将来来る地震と津波災害。それに備えたまちづくりが必要条件だ。この視点が新総合計画に明確に反映していないのは解せない。	□	東日本大震災以降、津波対策等様々な防災対策が求められております。ご意見につきましては、新総合計画案の「災害に強く、犯罪のない安全なまち」において、反映させているとともに、地域防災計画を改訂し、様々な防災対策・災害対策に取り組んでいるところです。
91	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-2	マイキャッスル湘南逗子では防災スピーカーの音がほとんど聞こえません。改善を要望します。	▲	防災行政無線の難聴対策としては、機器の調整や子局の増設、戸別受信機の整備などに取り組んでおります。しかしながら、様々な要因により、聞こえづらい地域もあります。このため、メール配信等システムなど様々な伝達手法を用いて、確実に情報をお届けできるよう努めております。
92	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-2	(P.150) (防犯対策事業) 防犯カメラの設置を数年来市に要望している。商店街では設置を検討していると伝えられている。市も早急に要所要所に設置すべきである。	■	防犯カメラの設置には賛否両論あり、現段階では市が整備することについて市民理解を得られている状況にありません。
93	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-2	(P.148) (NO.10) 防犯に関し、防犯カメラの設置が望まれる。その記述を要する。これは防犯に限らず、高齢者の行方不明が発生したときに、その追跡にも役立つであろう。	■	防犯カメラの設置には賛否両論あり、現段階では市としての整備を計画できる状況にありません。

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
94	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-2	<p>◆市民が意識を共有し協働できる具体的なビジョンを。逗子まちづくり基本計画で描いた目標を具体的に計画して下さい。</p> <p>・逗子の自然条件を理解し、安心して住み続けられるために、福祉のまちづくりの拠点「ふれあい活動センター」を地震・津波などの「減災拠点・一時避難の復興拠点」としても位置づける。</p> <p>・この「ふれあい活動圏」の拠点をその地域住民の地震・津波の一時避難場所となる構造、機能を持った建築とする。</p> <p>・半径約300mの中心に建つ「ふれあい活動センター」を「福祉の拠点」とすると同時に、逗子の自然風景を活かし周辺に配慮した、美しい、地震・津波に耐えられる構造、形態の建築を造る。</p> <p>・津波、高波を想定し、1階は、ピロティ、2階を住居又は事務所、3階が多様なふれあい活動のセンターとして機能を整える。階数は風景と高波に配慮して定め、屋上は、緑のひろばとして、美しい景観を整え、日頃、市民がふれあい、学び合う魅力的な拠点とする。</p> <p>・そんな建築を、「関係者が参加して、学習しながら進める、参加型の共同設計」で造りとあげる。その共同設計を通じて、各自の家・庭のしつらえのあり方を学び、心地よい、安心して暮らせる美しいまちづくりを進める。この拠点づくりに市民の持てる力を結集し、逗子の自然と共生するまちづくりを目指す。</p>	□	本市の災害対策については、地域防災計画を策定し、地震災害及び風水害について、被害の想定、都市の安全性の向上、災害予防、災害応急対策、復旧・復興といった項目ごとに詳細な計画を立てており、現在はこれらに基づいて推進しております。
95	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-3	<p>実施計画3章4節3歩行者と自転車を優先するまち</p> <p>現在市内の主な幹線道路について、歩道が整備されているとは決して言い難く、幅員の狭い歩道敷の中に電柱等が障害となり、その舗装面は極端に傾斜している状態です。とても危なく、転びそうな環境で、高齢者や障がい者が安全に楽しく歩けるような状況ではありません。</p> <p>全ての人が安心して歩けるまちが健康長寿のまちに繋がります。整備目標は、少なくとも電動車椅子の移動が可能のようにすべきであると考えます。</p> <p>実施計画には、国・県道については、県に働きかけるとありますが、県でも人も金もない状況であり、他力本願ではいつまでもできません。市内主要なところは、知恵を絞る努力が必要です。用地買収だけでは無理であり、一部沿道の容積率や高さ制限等を緩和し、歩道を広げるための民地側の努力も欠かせません。実施計画では、定性的な記述ではなく具体の方策と数値目標を入れて、目標とすべきと考えます。</p>	□	ご指摘のとおり実施計画第3章第4節「3 歩行者と自転車を優先するまち」や「4 都市機能の整った快適なまち」の中で、公共交通機関や歩行者、自転車の安全性や利便性、快適性の向上及び長期的視点に立った都市機能の整備について規定しており、ご意見の内容を踏まえ取り組んでまいります。なお、具体的に表現にしようのご意見については、下位計画において検討すべきものと考えます。
96	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-3	<p>◆地下鉄を逗子に通す(提案)</p> <p>江ノ電の鎌倉駅から地下鉄にして、鎌倉→逗子→金沢八景→海の公園→シーパラ→三溪園→中華街→横浜→羽田</p>	■	実施計画第3章第4節「3 歩行者と自転車を優先するまち」の中で、公共交通機関や歩行者、自転車の安全性や利便性、快適性の向上について規定しており、ご意見につきましては、今後の事業を推進する際の参考とさせていただきます。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
97	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-3	久木2丁目、6丁目、7丁目は交通の便が悪く、足の不自由な方や高齢者の方が、買い物や通院、また市役所等公共機関に出かける時、また子育てをされている方が小さなお子さんを連れて出かける時あど、この地域に公共の交通機関が無く、タクシーを利用するしかありません。タクシーの利用料金は金銭的にも負担は相当なものとなります。 今後、高齢化はさらに進むことはすでに社会問題にもなっています、また、子育て世代が安心して子育てができる環境をつくることは、少子高齢化の歯止めにもなると思います。 交通弱者と云われる方々が安心して出かけることができるように、早急に久木地域の交通問題解消に市として取り組んでいただくことをお願いいたします。	<input type="checkbox"/>	実施計画第3章第4節「3 歩行者と自転車を優先するまち」の中で、公共交通機関や歩行者、自転車の安全性や利便性、快適性の向上について規定しており、ご意見の内容を踏まえ取り組んでまいります。
98	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-3	今後の高齢化を考えて、バス(小さいものでよい)の運用を住宅があつて、今運用されていない所にできないだろうか。老人だけでなく、赤ちゃんを持つ婦人にもやさしい都市となつてほしい。	<input type="checkbox"/>	実施計画第3章第4節「3 歩行者と自転車を優先するまち」の中で、公共交通機関や歩行者、自転車の安全性や利便性、快適性の向上について規定しており、ご意見の内容を踏まえ取り組んでまいります。
99	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-3	(P.151～P.154) (3 歩行者と自転車を優先するまち) 市外から来ても、観光用にも、自転車が使えるよう貸自転車を用意し、乗車(利用開始)、下車(利用終了)の地点が同一でなくてもよいようにするなど、工夫するべきである。これは自転車を持っていない市民にも買物などのために役立つであろう。歩行者のために特に気になるのが夜間の防犯灯である。あまり明るくなく、デザインも単調である。蛍光灯からLEDへと転換し、明るさの確保だけでなくデザインの工夫もするべきである。	<input checked="" type="checkbox"/>	市内の事業者でレンタサイクルを行っています。その他、新逗子駅近くにも無人レンタサイクルがあります。ただ、乗り捨てについては管理等の問題で難しいと思われます。 夜間の防犯灯については、照度アップを順次進めています。LED化には初期費用がかかることから難しい状況にあります。
100	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-4	◆土地利用について③-東逗子駅前の整備について 逗子駅前の整備は着々と進められているが東逗子駅前の整備は掛け声ばかりで具体的な整備内容が解らない。逗子中心地域の開発ばかりでなく東逗子駅前の開発方針を逗子のランドデザインに明示すべきだ。	<input type="checkbox"/>	実施計画のリーディング事業として「JR東逗子駅前用地活用事業」を位置付けており、活性化を図られるよう、今後、JR東逗子駅前の旧国鉄清算事業団用地の有効活用について検討していきます。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
101	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-4	<p>◆逗子駅及び、駅前のつくり直し (現)駅前のバス、タクシーの動線、一般車両の動線は最低である、駐車エリアもない。そろそろ最先端の駅ビルが必要である。 ①JRのホームを地下に下げる(改札口は1階) ②①により、周辺の踏切は無くなるし、駅裏の道路は片側2車線になる ③駅ビルの地下5階～地下2階は駐車場(常時空きのある収容能力を確保) ④駅ビルは地上10階程度にして、屋上にヘリポート、津波避難ビルを兼ねる ⑤京急新逗子駅とJR逗子駅を一つの駅に統合、地下街と地下連絡路でつなぐ ⑥駅前は、1階と地下1階にバスターミナルとタクシーのりば、2階は駅前広場と産地直売店(農産物)と魚市場(小坪、葉山、三崎から)</p>	■	ご意見のような施策を実施することは、逗子市の財政規模では現実的に困難だと思われます。
102	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-4	<p>◆逗子駅前の広場の環境をバス・タクシー専用ではなく抜本的に変える。例えば、地下の商店街を作り、道路を広く作り、車の渋滞を緩和する。</p>	■	ご提案の内容は逗子市の財政規模では現実的に難しいと考えます。
103	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-4	<p>◆東逗子駅前再開発の必要性について 東逗子の再開発は、平井市長が用地を購入してから、すでに相当の年月を経ている。この間、5億円で購入した再開発用地は、行政財産として転化されることなく放置されている。 これは行政の怠慢で、いたずらに金利ばかりを支払い続け、かつ、再開発ビルからもたらされる固定資産税はまったく歳入に見込まれてはいない。 東逗子は寂れるばかりだが、再開発をすることで大いに展望が開かれる。 国の施策も地方の再開発を進めようとしているから、行政はこれを活用して再開発を行うべきである。 また、東逗子は少子高齢化が進んでおり、ミニバスの発着所をビルに取り組みすることでJRと結合したアクセスラインが確保できる。 そのうえで、医療・福祉施設をメインとした複合ビルとする行政サービスの拠点化が可能となる。 工費はPIF方式で行えば市が負担する金額は平準化できるから単年度予算に対する負担額は大幅に圧縮が可能となる。 人口動態の似ている佐賀県武雄市に習って果敢に再開発を行い、近隣市町にない逗子らしい街づくりを行うべきである。</p>	□	実施計画のリーディング事業として「JR東逗子駅前用地活用事業」を位置付けており、活性化を図られるよう、今後、JR東逗子駅前の旧国鉄清算事業団用地の有効活用について検討していきます。
104	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-4	<p>◆第4節リーディング事業 JR東逗子駅の北側に改札口を新設して欲しい。</p>	□	実施計画第3章第4節「3 歩行者と自転車を優先するまち」の中で、公共交通機関や歩行者、自転車の安全性や利便性、快適性の向上について規定しており、ご意見の内容を踏まえ取り組んでまいります。

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
105	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-4	◆市内道路の拡幅工事の必要性 市が発展するためには、まず幅広い道路が必要になります。片側2車線の道路が1本もありません。これでは発展は望めません。これから如何に大きな施設や公園・センターを作っても狭い道路では外部の人からも魅力がなくなってしまう。	□	実施計画第3章第4節「4 都市機能の整った快適なまち」において、狭あい道路整備事業を位置付け、安全で円滑な道路環境の向上に取り組んでまいります。
106	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-4	③ 道路舗装の問題であるが、一度きれいに舗装しても次に工事して舗装する時がいかげんなので問題である。工事後にちゃんと舗装されているか検査するシステムをつくったらどうか。	■	道路の舗装については、定期的に職員が巡回し、点検を行っております。
107	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-5	厳しい都市間競争の中で、逗子市の持続・発展を考える際若者に魅力的な逗子像を示すことが重要である。 私有の空家・市有の未活用施設の効果的提供(活用)等々、文化創造及び産業創出に励む若者をサポートする逗子市という視点を盛り込みたい。 そもそもシニア、子ども、女性などへの支援に比べてこのような「若者支援」の考えを書き込む(盛り込む)章なり節が欠落しているのは問題ではないか。	○	ご意見を踏まえ、次のとおり変更します。 実施計画第3章第4節「5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち」 (修正後) P161 取り組みNo.4 ・若者も活躍できるような新たな産業などの創出に向けた支援策の調査・研究を行う。
108	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-5	◆海浜政策の作成を 昭和42年の海岸来場数は235万人。平成に入っても80万人以上を記録した生き生きとした海岸を知る者にとって、何の政策も掲げず、わずか40万人の目標値だけが記された計画案に、違和感を拭えない。目標値も市の衰退にしか映らない。 確かに、プライベートビーチのようにガランとした海岸は、一個人としては心地よいかもしれない。しかし私たちは、財政力が16年間で最悪の状態にあり、市税中、法人税がわずか2.9%、人口減少と高齢化により、貯金を食いつぶし始めるのはわずか5年後との予測を前に、ゴミ処理と警備の支出ばかりがかさむ現状の海から、脱却しなければならない。 夏でも閑散とした海が好きか嫌いか、そのような好みの議論にとどまらず、経済観光と文化振興、双方に寄与する海浜政策を明示すべきではないか。	□	実施計画において、逗子海岸の今後の在り方については、「条例に基づく市民、関係団体・機関との協議に基づき、市としての対策を決定し実行する」としております。ご意見につきましては、この検討を進めるに当たっての参考とさせていただきます。
109	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-5	◆海 海の環境保全はもとより、経済観光や文化振興に寄与する海浜政策を求める。その政策立案をサポートする専門的機関(当然、ありかた検討会ではなく)の設置を計画に位置付けるべきではないか。	■	逗子海岸に関する政策を立案するにあたっては、「逗子海岸あり方検討会」のほか、まちづくりトークやお出かけ円卓フォーラムなどで多くの関係機関、関係団体及び市民の方を協議をさせていただいており、現時点では、今後新たな専門的機関を設置することは予定していません。

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
110	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-5	<p>◆基本構想1章将来像、2章1節共に生き、心豊かに・・・について「新総合計画」においては、若い人、汗をかく人が夢を感じるようなまちづくりとし、逗子のまちに若いエネルギーを入れなければなりません。</p> <p>その将来像は、人口の減少と高齢化が進む首都圏、同じ条件での都市間競争のなかで、逗子の特性、逗子らしさとは何かを前面に打ち出し、若い人が集まってきたくなる逗子をアピールすることが重要になります。1章3節3項目に「若い人が集まる魅力ある逗子を創造する」と入れたら明るくなると考えます。</p> <p>また、2章1節取り組みの方向として、福祉、健康長寿、高齢者、障がい者、子育ての次に、「元気で働く若い人」の項目を取り上げるべきです。多くの人々が逗子に来て、そして逗子に住み、まちで癒されて、また頑張る。このような視点が大事ではないでしょうか。逗子の一番の地域資源である「海」を活かした若い人への、まちづくりが大事と考えます。</p>	○	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり変更します。</p> <p>実施計画第3章第4節「5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち」</p> <p>(修正後) P161 取り組みNo.4 ・若者も活躍できるような新たな産業などの創出に向けた支援策の調査・研究を行う。</p>
111	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-5	<p>◆逗子海岸の田越川河口付近の土地の有効利用。</p> <p>高いビルが建設され、昔の景勝地としては適していない。</p> <p>逗子の観光を発展させるためには、観光客の集客、車の駐車場が少ないので葉山方面への通り道になっています。河口付近の有効利用として、川を包む蓋をして駐車場、道の駅等を建設する。</p>	■	<p>ご提案の内容は逗子市の財政規模では現実的に難しいと考えます。</p>

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
112	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-5	<p>【逗子海岸保全活用に関する提案】</p> <p>1. スローガン ◆一年を通じて、海に親しむ海岸としたい</p> <p>2. 対象 ◆第一ターゲット：子供とその親 ◆第二ターゲット：元気なシニア層</p> <p>3. 具体案 ◆留意点 特定の団体に偏らない、横連携しながら運営する仕掛けを考えていきたい。 ◆前提条件 ①場所の提供およびその環境整備は行政(逗子市)が実施 ②運営は自立を目指したボランティア団体で実施</p> <p>1) 準備ステップ(初年度の前期) 逗子海岸の活用に賛同して貰える仲間を集め、準備する。 逗子海岸の回りにはマリンを営んでいるショップが意外とある。 そこにアプローチをかけていく。(プロ、アマに対して、アプローチ) ・ライフセービングクラブ、シーカヤックスクール、SUP 等々</p> <p>2) 第一ステップ ①立ち上げ段階(5~6月、9~10月) できることから始めていく ◆期間と対象：4~6月、9~11月 子供とその親、シニア ◆種目：オープンウォータースイミングの練習場として シュノーケリング、SUP、カヌーが体験できる場として</p> <p>②試行段階(2年度、3年度) 上記の内容を継続し、見直し補正をかけながら運営する。</p> <p>3) 第二ステップ(4年度以降) 第一ステップ以外の時期で、週末に親子及びシニアが体験できる場を作る。 ここで体験した人がステップアップできる仕掛けも検討する。 例えば協力頂いているマリンショップ等にお客さまを流すなど。</p> <p>4. 逗子市への依頼 ①運営拠点となる場所の提供および整備 設備等を置く場所として、“逗子海岸中央部に位置する海岸清掃重機置き場”の活用を希望します。</p>	□	リーディング事業「逗子海岸保全活用事業」を推進するに当たっての参考にさせていただきます。
113	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-5	<p>(P.162)(NO.5) 宿泊施設の拡充が望まれる。宿泊施設に魅力も必要だろう。温泉はその一つである。東逗子駅周辺で温泉の出ることが知られているので可能であろう。柳屋旅館の閉店は悲しいが、地の利が旧地(富士見橋近く)に比べて悪かった。交通が便利とか景色が良いとかの何らかの特長が望まれる。</p>	■	現状で市が宿泊施設を拡充するという状況にないため、実施計画にありますように、近隣市町へ宿泊した観光客にも足を伸ばしてもらえりような、魅力ある観光地づくりを進めていきます。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
114	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-5	(P.163) (商工業振興事業) 商店街は大型店、チェーン店などに押されっぱなしである。しかし起死回生策はいくつかあるだろう。逗子らしいみやげ物の開発もありうる。そのような特徴ある物なら売り物になる。	□	実施計画にありますように、(仮称)商工業振興計画を策定し、振興施策の具体化を図ってまいります。
115	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-5	◆逗子海岸をイメージチェンジ(白いビーチ)(温泉リゾート)(提案) ①白くてサラサラの砂浜にし、一部をウミガメ産卵地にする(白砂は沖縄から買う) ②温泉を発掘し、市営の露天風呂や温泉プールを新設する ③海の家は廃止する(白い砂浜が汚れるし、みっともない) ④大型リゾートホテルを披露山の斜面にそって建てる(津波避難ビルを兼ねる) ⑤「東京、横浜からの手軽なリゾート地=逗子」、「古都=鎌倉」のセットで売り込む	■	第3編第3章第4節の5「地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち」の取り組みに位置付けたとおり、砂質改良や美化活動を行ってまいります。 なお、温泉の発掘や大型リゾートホテルの建築については、逗子市の財政規模では難しいと考えております。
116	⑤5本の柱と取り組みの方向	5-1	(P.169) (NO.5) 「まちづくりトーク」は名前が良くない。目的・効果もわかりにくい。「まちづくり討議」でいいのではないか。そして出た結論は未熟でも広報するべきだ。それが欠けたトークは無意味である。	■	「まちづくりトーク」は市長と市民が直接意見交換する場として開催するもので、本事業の実施手段の一つです。 平成19年度に開始して以来、毎年様々なテーマで開催しており、多くの市民に参加いただき、名称としては定着しているものと考えます。また、実施結果を広報ずしに掲載することについては以前実施していましたが、編集のタイミングで実施から2カ月遅れの掲載となってしまうこともあり、タイムリーな報告ができないことなどから現在では行っておりません。逗子市のホームページにおいて、議事録を公開しておりますのでご参照ください。
117	⑤5本の柱と取り組みの方向	5-1	(P.167) (NO.3) 「市民協働」は忌まわしい用語である。そのために市民は倒産してしまうかもしれない。協力、分担のほか貢献など、ほかの用語を使うべきだ。	■	「協働」という言葉は本市だけでなく、パートナーシップのもと行政と市民が協力して取り組むことを意味する言葉として、多くの自治体で使用されるようになっているものととらえています。
118	⑤5本の柱と取り組みの方向	5-1	(P.172) (市民協働推進事業(仮称)市民協働推進条例の制定) 「協働」の用語には大反対だ。もっと明快明確な用語を使うべきだ。	■	「協働」という言葉は本市だけでなく、パートナーシップのもと行政と市民が協力して取り組むことを意味する言葉として、多くの自治体で使用されるようになっているものととらえています。

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
119	⑤5本の柱と取り組みの方向	5-1	(P.169) (NO.6) 「協働」の用語はまずい。ホームページはパソコン利用者は使えるか？そうでない市民にも同様に情報を考えるべきであり、工夫を要する。	■	「協働」という言葉は本市だけでなく、パートナーシップのもと行政と市民が協力して取り組むことを意味する言葉として、多くの自治体で使用されるようになっているものと捉えています。 市民への情報提供、情報共有の手段としてのホームページ等のインターネットの活用は、これらの手段の普及に伴い、市民により早く、より多くの情報を、利用しやすい形で提供するために行うものです。したがって、完全に同じサービスを他の手段で提供することは困難ですが、できる限りこれらの手段を使用しない人に配慮し、必要に応じて公共施設にチラシや冊子を配架するなど、従来の手法も併用してまいります。
120	⑤5本の柱と取り組みの方向	5-1	◆住民自治協議会について 現在進められている住民自治協議会の主旨は大変いいと思うが、協議会設立よりも逗子市民が全員何らかの自治会、町内会に入るべきという行政の方向付けが重要。 住民の入会を地域にまかせ、協議会設立を行政が望むのは無理がある。指定管理が進む中、住民自治協議会への行政の責務を明文化すべきだ。	□	実施計画において、住民自治協議会に対する人的・財政的支援及び活動拠点の確保に対する支援を位置付けております。ご意見につきましては、この支援を進めるに当たっての参考とさせていただきます。 なお、住民の自治会町内会への加入を義務付けることは、法律上難しいと思われまので、市としてはこれまでどおり加入を促進する呼びかけを行ってまいります。
121	⑤5本の柱と取り組みの方向	5-1	◆市民自治についてー交付金補助金から 逗子市より支給される交付金補助金は数多く、1つ1つの活動の有効性をチェックすることは至難である。交付金補助金の有効活用のため、地域に分配するシステムを確立し、地域の身近なところでチェック機能が働くよう考えるべきだ。交付金補助金を元に「市民自治」に求める具体像を明示すべきだ。	□	逗子市が交付する交付金や補助金は数多くありますが、その執行に当たってはそれぞれの担当課が厳正な審査の上、適切な会計処理を行っております。ご意見にあるような地域に一括して交付するような交付金につきましては、リーディング事業の「地域自治システム推進事業」を推進する中で検討してまいります。 また、「市民自治」に求める具体像については、(仮称)市民協働推進条例及び市民自治推進計画の策定の際に参考とさせていただきます。

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
122	⑤5本の柱と取り組みの方向	5-1	◆「暮らす人が人生を生き通せるまちづくり」を目指して。 「逗子まちづくり基本計画」は、未経験の超高齢社会を迎える時代のまちのあり方を想定して、まちづくりの目標として、「逗子で暮らすすべての人々が人間性豊かな人生を生き通せるまちにする」と謳いました。 私は「その人の人生を生き通すという視点を持った場合、建築やまちはどうあるべきか」という発想が一番大切な原点」と考えてきました。 具体的なまちづくりの道程として、お互いを支え合う「福祉のまちづくり」を目指して、「歩いて行ける半径300m程度の範囲を想定してふれあい活動圏にふれあい活動センターを設け、地域共同体の生活支援力を高める」目標が謳われています。逗子市の高齢化率は今年9月で30.27%となっています。逗子のまちづくりは、少子超高齢社会のまちのあり方が求められています。 新総合計画案にはそれらの言葉が見当たりません。外されているのはなぜでしょうか。	□	現在のまちづくり基本計画には「福祉区」という言葉はありませんが、意味するところは「ふれあい活動圏」と同じだと認識しております。 なお、その「ふれあい活動圏」は序文や将来像に、「ふれあい活動センターの設置」は、「ふれあい活動の拠点」と表現を変え、実施計画の「市民自治のまち」に位置付けられています。
123	⑤5本の柱と取り組みの方向	5-1	(P.168) (NO.2) 「住民自治協議会」は違法の危険がある。市政の下請けは許されないからである。「協働」の用語もまずい。この協議会は自治会・町内会ではない。市の機関とすべきか。ただし、市の組織としても、反抗的だからなどと嫌ってはならない。市は金は出しても口は出さないくらいの必要がある。	■	住民自治協議会は、自治会や町内会と同様、任意の自治組織です。市の下請けをするための組織ではありません。
124	⑤5本の柱と取り組みの方向	5-1	(P.171) (地域自治システム推進事業) 「住民自治協議会」同様、地域自治システムは市の下請けで違法の危険がある。	■	住民自治協議会は、自治会や町内会と同様、任意の自治組織です。市の下請けをするための組織ではありません。
125	⑤5本の柱と取り組みの方向	5-3	(P.178) (NO.5) 「協働」は使うべきでない用語だ。書き替えるべきである。	■	「協働」という言葉は本市だけでなく、パートナーシップのもと行政と市民が協力して取り組むことを意味する言葉として、多くの自治体で使用されるようになっているものととらえています。
126	⑤5本の柱と取り組みの方向	5-3	(P.176) (NO.2) パソコン利用だけでは不足だ。 (P.176) (NO.3) パソコン利用だけでは不足だ。 (P.177) (NO.4) インターネットはパソコンのない人は使えない。工夫を要する。	■	「3 情報化で、よりよく暮らせるまち」の項目は、ICT(情報通信技術)の積極的な活用について計画しているものです。したがって、この項目からはインターネット等のICTと切り離すことはできません。しかしながら、市民への情報提供、情報共有をしていく中では、インターネット等を使用しない人に配慮してまいります。

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
127	⑤5本の柱と取り組みの方向	5-3	(P.178) (情報化推進事業) ホームページ、マイ・ポータルの利用の推進には疑問が多い。説明不足だ。	■	(仮称)マイ・ポータル(情報提供等記録開示システム)とは社会保障・税番号制度運用開始以降に国民一人ひとりにあわせた情報が表示される専用のウェブページのことで、自分に関係する重要・便利な情報等が確認できるようになることなどが想定されています。
128	⑤5本の柱と取り組みの方向	5-4	(P.180) (NO.2) 「まちづくりトーク」は不明確な名前だ。書き替えるべきである。	■	「まちづくりトーク」は市長と市民が直接意見交換する場として開催するもので、本事業の実施手段の一つです。 平成19年度に開始して以来、毎年様々なテーマで開催しており、多くの市民に参加いただき、名称としては定着しているものと考えます。
129	⑤5本の柱と取り組みの方向	5-4	(P.181) (国際交流推進事業) 「まちづくりトーク」は不適切・不明確な用語だ。書き替えよ。	■	「まちづくりトーク」は市長と市民が直接意見交換する場として開催するもので、本事業の実施手段の一つです。 平成19年度に開始して以来、毎年様々なテーマで開催しており、多くの市民に参加いただき、名称としては定着しているものと考えます。
130	⑤5本の柱と取り組みの方向	5-4	◆平和 新計画案では、平和都市に向けた取り組みが最も脆弱である。ピースメッセンジャーとイベント程度にとどまり、市自身が発信する平和ビジョンが未だ不在である。多くの市民参加による、逗子の平和ビジョン構築を目指す機関の設置を計画に位置付けるべきではないか。	□	第3章第5節「4 世界とつながり、平和に貢献するまち」の中で、平和のまちのあり方を検討し、(仮称)国際交流推進計画を策定することとしております。ご意見につきましては、この検討を進めるにあたって参考とさせていただきます。
131	⑤5本の柱と取り組みの方向	5-4	(P.180) (NO.3) ホームページとかSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などはパソコンがなければ使えず不十分である。	■	従来の広報誌による情報提供と併せてホームページ及びSNS等により活動紹介を行うものです。
132	⑤5本の柱と取り組みの方向	5-4	(P.182) (非核平和推進事業) 非核平和のためには、そうアピールするだけでは足りないだろう。「世界連邦実現推進都市宣言」なども有効だと考えられる。	■	本市は、平成16年に市制50周年を記念して「非核平和都市宣言」を行っております。

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
133	⑥池子の森全面返還	—	◆池子地区について(提案) ①池子米軍住宅は特別地区にしない(ゲートを廃止、一般住宅地にする) ②市民公園、総合病院、市民プール、大型スーパーなどの用地にする	■	①池子米軍住宅地区は、国の財産であり、国が日米地位協定に基づき在日米海軍へ提供しているものです。当該土地が国に返還されない限りは、ゲートの廃止、一般の住宅化は困難です。なお、全面返還は求めてまいります。 ②今回共同使用が実現した一部土地約40ヘクタールについては、都市公園として財務省から無償で借り受けています。
134	⑥池子の森全面返還	—	(P.185) (取り組み) 国営公園は都市公園の一種であり自然破壊の危険が大きい。自然公園とするべきだ。	□	神奈川県、横須賀市、三浦市、葉山町とともに三浦半島国営公園設置促進期成同盟会の一員として、国への要望活動を実施しているところです。国営公園は都市公園ではありますが、いただいた自然の保全保護の観点につきましては、事業の際に参考とさせていただきます。
135	⑥池子の森全面返還	—	第3編実施計画 第4章 池子の森の全面返還をめざして 取り組みについての記載が抽象的である。具体の取り組みとして下記内容を計画に位置付ける必要がある。 1、共同使用維持管理費用について、市のみの負担でなく、国・県の補助が実現するよう強く交渉していく。 2、住宅の追加建設が171戸と変更したが、逗子・横須賀での住宅の空き室について、正確に調査し無駄な予算を使わないよう空き室の利用をもとめる。 3、新設トンネルは基地強化と恒久化につながる問題で、市側部分の環境破壊にもつながる。国・米軍に再考するよう交渉する。	▲	全面返還に向けて取り組んでいくところですが、ご意見については、総合計画とは別に次のように対応する考えです。 1.これまで同様求めていく。 2.横浜市域の追加建設については言及しない。 3.トンネルについては、適切に対応する。
136	⑦計画の推進	①推進	(P.189) (「協働のまちづくり」) 「協働」は不適切な用語であり許容できない。強迫的でもある。書き替えよ。	■	「協働」という言葉は本市だけでなく、パートナーシップのもと行政と市民が協力して取り組むことを意味する言葉として、多くの自治体で使用されるようになっているものととらえています。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
137	⑦計画の推進	②進行管理	<p>■第3編 第5章計画の推進にあたって 第2節進行管理について 市民がまちづくりに関与する仕組みの一つとして「市民の横断的なネットワーク会議」を設置することになっています。 新総合計画案には明記されていませんが、これが現在の「まちづくり基本計画」の中で規定されている推進会議に代わるものであることを市長の説明で聞いています。「まちづくり基本計画」において、市民がまちづくりに関与する重要な仕組みであった「推進会議」のあり方は、新総合計画においても引き継がれるべきと考えます。推進会議に代わる「市民の横断的なネットワーク会議」が全ての市民の団体に公平に開かれていることは良いのですが、その運営の仕方について次のように要望します。 市長の説明では全ての団体の代表者が一堂に会しての大会議とするつもりですが、それでは総花的な意見しか出てこないのではと危惧します。5本の柱の中でそれぞれ代表者を2～3人程度選び、合計で10～15人程度の市民代表者が市長以下市の担当部長の方がたと、進行管理機能を有する会議をもつような仕組みが必要です。 「市民の横断的なネットワーク会議」が「推進会議」が持っていた本来の役割を果たすために、少人数で議題を絞ったより実質的な会議となるような仕組み作りを要望します。</p>	□	<p>「市民の横断的なネットワーク会議」の眼目は、総合計画に個別計画、基幹計画を加えた行政計画全体で計画行政を推進していくため、各々に関わる委員が情報交換、共有することです。</p> <p>この前提の上で、「市民の横断的なネットワーク会議」の具体的な構成員、開催回数、運営方法につきましては、今後計画を推進していく中で検討してまいります。頂いたご意見は、その検討の中で参考とさせていただきます。</p>
138	⑦計画の推進	②進行管理	<p>◆第3編 第5章 計画の推進にあたって 第2節 進行管理について 市民がまちづくりに関与する最も重要な会議『市民の横断的なネットワーク会議』を創設すると新総合計画案に記載。 市長の説明ではこの会議は現在のまちづくり基本計画を拠所とした「まちづくり推進会議」に代わるものにする」と説明。 そしてその会議は市政の5本の柱それぞれの単位会議(主に市が開催する審議会・懇話会等の代表者を主とし、それ以外で参加する団体はこれから決めてゆく)の代表者で凡そ最大で40団体程度想定し開催時期は年2回程度 この会議の難点は参加想定人数が多すぎる事と開催回数が少ないことです。 参加人数が多すぎる会議は単なる行政の説明会議になる。(現在開催している説明会) せっかく開催するのであれば以下のような会議とすべきである。 市政が抱えるその時々で絞り込まれた重要案件を行政と市民代表が突っ込んだ議論をして解決案を導き出して行く会議とする為に、以下の会議とする。 5本の柱それぞれが単位会議間で協議して代表者を2～3人(単位会議の多寡により決定)選任、5本の柱合計10～15人以下の市民代表と 市長・副市長・特別職の長・各部署の部長が一堂に会し、年3回(年度予算編成時・予算確定後速やかに・決算後速やかに)開催する。 ★ 行政活動は予算に計上されて初めて動き出す。各部署予算編成時にやるべき事業予算を計上してもらい。予算議会承認後確認する。決算後実現度合を確認する。</p>	□	<p>「市民の横断的なネットワーク会議」の眼目は、総合計画に個別計画、基幹計画を加えた行政計画全体で計画行政を推進していくため、各々に関わる委員が情報交換、共有することです。</p> <p>この前提の上で、「市民の横断的なネットワーク会議」の具体的な構成員、開催回数、運営方法につきましては、今後計画を推進していく中で検討してまいります。頂いたご意見は、その検討の中で参考とさせていただきます。</p>

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
139	⑦計画の推進	②進行管理	<p>進行管理を行う単位部会にほととぎす隊の各部会を参加させることを要望します。</p> <p>【理由】 新総合計画案ではまちづくり基本計画を包含するとなっている。まちづくり基本計画で最も重要な条項は『まちづくり基本計画を実現するための仕組み』である。</p> <p>【記載条項】 議決されたまちづくり基本計画では 31ページに簡略記載 まちづくり基本計画原案91ページ版 88・89ページ詳細記載 ※詳細記載の項目表題を記載すると 1)まちづくり基本計画の推進には、自立した市民の主体的な参加参加が必要 2)市民組織と市(行政)の対等な立場での協同 3)まちづくり基本計画推進会議の役割 4)ほととぎす隊の役割 →進行管理会議には必要不可欠な組織として位置づけ 5)市(行政)の役割</p> <p>ほととぎす隊は、まちづくり基本計画の重点プロジェクトを実現させるため、進行管理会議のまちづくり推進会議を6年間実施してきたことにより、実現が現実化してきている。新総合計画に包含された全重点プロジェクトの実現を、新総合計画が実施される24年間、現実化する事を見極めてゆく義務を上記の4)により負っている。</p>	□	<p>「市民の横断的なネットワーク会議」の眼目は、総合計画に個別計画、基幹計画を加えた行政計画全体で計画行政を推進していくため、各々に関わる委員が情報交換、共有することです。</p> <p>この前提の上で、「市民の横断的なネットワーク会議」の具体的な構成員、開催回数、運営方法につきましては、今後計画を推進していく中で検討してまいります。頂いたご意見は、その検討の中で参考とさせていただきます。</p>
140	⑦計画の推進	②進行管理	<p>計画の推進にあたっては、縦の仕組みだけが目立つ本計画であるが、横串を入れたチェック機構が必要である。これも「まちづくり基本計画」に明記されたものである。</p>	□	<p>「市民の横断的なネットワーク会議」の眼目は、総合計画に個別計画、基幹計画を加えた行政計画全体で計画行政を推進していくため、各々に関わる委員が情報交換、共有することです。</p> <p>この前提の上で、「市民の横断的なネットワーク会議」の具体的な構成員、開催回数、運営方法につきましては、今後計画を推進していく中で検討してまいります。頂いたご意見は、その検討の中で参考とさせていただきます。</p>
141	⑦計画の推進	②進行管理	<p>◆審議会等の審議員について 市の審議会等は地域をよく知った代表者の集まりなのか、行政の望む方向に賛成する委員なのか、知識をふりまくだけの人の集まりなのか良く解らない。地域に関係している我々は、同地域についてどのような審議がなされたのか知らされていない。多くの審議会等はこのような形態が多い。 主要な審議会等と市民自治システムとの協議体制を確立すべきだ。</p>	▲	<p>市が設置する審議会の構成員は、それぞれの条例で資格が定められており、行政が恣意的に選んでいるわけではありません。</p>

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
142	⑦計画の推進	②進行管理	<p>進行管理体制のイメージについて 細目は実施綱領等で決まっていくのであろうがまさにイメージで、明確さに欠ける。「懇話会」等の文言は、決定権が担保されていないように感じられるので、「進捗管理・評価委員会」等に表現変更を考えて行かれない。 また構成メンバーについても、行政側(市長・部課長出席の有無)団体側(いわゆる充て職)、市民側(公募の有無)などを明確に盛り込んで欲しい。</p>	■	<p>新総合計画案においてお示した進行管理体制は、基本的な方針であり、その詳細な設計につきましては今現在検討しているところです。</p> <p>なお、「懇話会」は、進行管理について、参考として意見を聴取するために開催する会合であり、決定権はありません。(他方で、「審議会」という市長への答申等を行うことができる組織もありますが、地方自治法上の附属機関に当たりその設置には各種制約があります。)</p>
143	⑦計画の推進	②進行管理	<p>【別紙有】</p> <p>新総合計画の内容について私なりの評価は以上のとおりですが、この計画については、私自身は、内容よりも寧ろ実現のための体制やその手法・運用こそが重要と考えます。即ち、この新総合計画の第5章「計画の推進に当たって」の第2節「進行管理」の体制と運用が最重要です。この体制が機能しなければ、従来の行政計画がそうであったように、今度の計画もまた吃度「絵に描いた餅」に終わるでしょう。第5章に書かれた内容即ちその体制や組織そのものは良く考えられていると思いますので、その体制や組織をいかに完全に機能させるかとい運営面こそが重要だと思えます。</p> <p>この体制や組織を十二分に機能させるために重要なのは、市長の情熱と意欲・姿勢・才覚です。この体制をリードしていく行政担当を如何に指揮し、その組織(市民の横断的なネットワーク)にどう熱と能力のある市民を起用し、それをどうやって動かしていくかという市長の取り組み方に掛かっていると考えます。そのためには市長がこのネットワーク会議にどれだけの頻度で加わり、また、その席でどう姿勢や熱意を見せていただけるかも極めて重要です 市長の関心や熱意は、必ずや行政の担当部署に伝わり、これに取り組む市民をも動かす原動力になると思うからです。正に、それこそが市民協働が完全機能する原点になるのではないのでしょうか！</p>	□	<p>市民の横断的なネットワーク会議の詳細の運用につきましては、今後検討してまいります。基本的には市長の出席のもと、個別計画等の懇話会等に関わる市民が参加し、情報共有や情報交換を行うことを想定しております。</p>
144	⑦計画の推進	②進行管理	<p>第3編 実施計画 第3章「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために…の、「個別の実施計画・リーディング事業」は、総合計画の進行管理上もっとも重要な部分ですが、あらかじめ達成見込みのある数値目標や、言い訳し易い定性的成果を目標に設定している事業が多いと感じられます。例えば「日常生活の安全が守られている」、「心身の健康を守る保健医療体制が充実している」、「自然環境が保全されている」、「地域ぐるみの支え合いによって福祉活動が進められている」、「市は市民が求める情報を的確に把握して、常時、積極的に分かり易く情報を発信している」…等々を市民意識調査などで把握して、市民の評価結果(%)の経年推移自体を目標設定にするとか、その改善施策を再構築するなど、もっと魂を入れた目標設定にして欲しいものです。事業件数が膨大なので個々のテーマに顧客(市民)感覚での厳しいチェック体制が採れていないと憶測します。</p>	□	<p>実施計画に掲げられている目標は、できるだけ客観的な評価が可能となるよう数値目標を基本とし、数値目標が立てられない場合には、状態目標を設定しています。</p> <p>市民感覚での評価については、個別計画・基幹計画における懇話会等における意見聴取を経て総合計画審議会が進行管理を行うほか、市民の横断的なネットワーク会議を設置し、情報共有や意見交換を行うなど、市民が「まちづくりの主体」として係れる仕組みをつくります。</p>

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
145	⑦計画の推進	②進行管理	<p>【別紙有】</p> <p>返子市当局が「返子市新総合計画」を立てられるのであれば、まずは「人間は全て「人間関係」の中でのみ生息できる」を理解して頂いて、人の心を置き去りにしない方向で進むことを提言いたします。</p> <p>そしてその目的達成のために様々な団体(実行委員会など)をお創りになることに異を唱えませんが、その仲間うちだけの満足におわるものならば、何ら公共性のある団体とは言えません。常に門戸は大きく開いて「来るものを拒まない」また既得権益者の利益の追求はお辞めになられる姿勢をお忘れにならぬように提言させていただきます。</p>	□	新総合計画の推進にあたっては、個別計画・基幹計画における懇話会等における意見聴取を経て総合計画審議会が進行を管理します。また、市民の横断的なネットワーク会議を設置して、広く情報共有、意見交換等を行っていく予定です。
146	⑦計画の推進	②進行管理	<p>◆推進会議の意義について</p> <p>「まちづくり推進会議」の存在は、市民サイドの取組みの未成熟もあり、個人的には行政運営上大変な負担になった部分もあったであろうと思っています。しかし、この存在は他の自治体に先駆けての試みでもあり、「基本計画」に劣らずその存在は重要なプロセスだったとも考えています。</p> <p>まさに、市長を中心とする行政内の一体的連携の姿を市民が直接見ることが出来た場であったことは、これまでにない市民の行政信頼の醸成につながった貴重な場であったと感じています。</p> <p>(要望②)⇒事業推進プロセスの推進会議的な場の継承です。</p> <p>推進会議にみられたこのプロセスは今後も、分野別懇話会、ネットワーク会議等につながる部門を越えた横断的会議プロセスとして作りこまれることを希望したいと思います。(勿論、全部長が形式的に揃う必要はないでしょう。)</p> <p>また、関連する「自治基本条例」「市民協働推進条例」などは早い段階で纏め上げ、市民周知、普及願えればと期待しております。</p> <p>同時に、協働型市民の作りこみも必須です。その役割を担うべき生涯学習関係の事業は、その視点からのアプローチがまだまだ十分とはいえないと思います。</p> <p>楽習塾事業の現在の講座構成、運営のあり方などは市民参画・市民協働の昨今の時代状況からは、多いに見直しが必要といえましょう。</p>	□	新総合計画の推進にあたっては、個別計画・基幹計画における懇話会等における意見聴取を経て総合計画審議会が進行を管理します。また、市民の横断的なネットワーク会議を設置して、広く情報共有、意見交換等を行っていく予定です。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
147	⑦計画の推進	②進行管理	<p>【別紙有】</p> <p>第3編「実施計画」については、前述したとおり、第2章の「基礎条件」の第2節「土地利用方針」に第1節「人口」との整合性について全く触れていない…、この点をどう意識しつつ取り組んでいくのかに不安や懸念があります。かといって、容易に解決策(政策)を考え得る課題でないことは分かりますが、市の重要課題でもありますので、今は、せめてその政策をどういう機関でどういう組織で進めていこうとしているのかの方向付け程度はしておく必要はあるかと考えます。</p> <p>政策作りのための機関設置とか組織構成程度を考えておく必要はないのでしょうか？</p> <p>後述する第5章「計画を推進するに当たって」の計画の進行管理や個別計画と総合計画との連携を司る「総合計画審議会」や「市民の横断的なネットワーク会議」は、その一つの組織様式に当たり、それで推進することが全く不可能とは思いませんが、これで十分なのでしょうか？</p> <p>また、この計画が実現されれば結果として逗子への人口の吸引効果となり、人口維持の期待ができることは勿論あり得るとは思いますが、ここに過度の期待はできないと考えます。</p> <p>人口と土地利用方針は新総合計画の基礎条件となる重要問題だけに最初から意識した体制作りで取り組んでいただきたいと望む所以です。</p>	□	<p>「人口」と「土地利用方針」をリンクさせて考える必要があるため、人口の推移をみながら、中期実施計画に向けた土地利用方針を検討することとしております。中期実施計画を策定するにあたっては総合計画審議会で諮りますが、総合的に政策を検討するのは基本的に市役所内部の組織を想定しており、今後新総合計画を推進していく中で検討いたします。</p>
148	⑦計画の推進	③財政見直し	<p>(P.194～200) (第3節 財政収支見直し)</p> <p>財政収支見直しは明るくない。少子高齢化を防ぐための人口の自然増・社会増の工夫を要する。ここまでのページで論じられなければならない。同様に産業の振興なども対策としてありうるので十分な検討を要する。</p>	□	<p>ご指摘のとおり、実施計画に掲げている取り組みや事業を進め、これまで以上に魅力あるまちづくりを展開することにより、子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入増加を図り、人口をできる限り現状維持に努めることなどにより、歳入の減少を少なくするよう努めてまいります。一方で、産業の振興も実施計画に盛り込んでおります。</p>
149	⑦計画の推進	③財政見直し	<p>◆財政見直しについて</p> <p>人口の自然減を想定しつつ、その維持を図ることは、片側で意欲的な“住みたいまちづくり”の施策が求められることになります。</p> <p>しかし、政策はそれを支える財政と密接不可分な関係にもあります。事業計画の個々の内容とはか、人口構成の変化を想定すると、総合計画案は「一般会計」(200億はトータル予算の6割程度)の範囲での見直しとなっていますが、「特別会計」(150億弱程度?)とのトータルでの施策想定を行なう必要性を感じます。財政健全化は、今後地方分権化が更に進むことが想定される中で、より重要度を増すと思われるので、中期的課題として4ヶ年ごとの節目では、特別会計を含めた見直しを入れてほしいものと思います。</p> <p>(要望⑥)⇒一般会計、特別会計トータルの財政状況の見直し開示について。 (金額は記憶の中での数字イメージです。)</p>	■	<p>一般会計とは、市税を主な収入源として、行政運営の基本的な経費や事務事業を執行するための事業費を計上して経理する会計です。特別会計とは、特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合に、経理を他の会計と区別する必要があるため、法律や条例に基づいて設置しているもので、一般会計から繰出金が支出されることもあります。</p> <p>財政収支見直しを算定するにするにあたっては、この一般会計から特別会計への繰出金も見込んでおり、結果として特別会計の財政状況も反映されております。</p>

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
150	⑦計画の推進	③財政見直し	<p>経常収支が悪いことについて毎年度監査委員から指摘されています。この点についてどのように克服していくのか、実施計画に具体的に記述してください。</p>	■	<p>経常収支比率は全国的に高止まりの状況にあります。人件費の削減や事務事業の見直し等により経常的経費の削減に努めておりますが、市税等の歳入が増えない中、必要な事業を限られた予算内で執行した結果であると認識しております。</p>
151	⑦計画の推進	③財政見直し	<p>実施計画5章の計画の推進にあたって、p200の歳出の予測にある維持補修費は、2022年までの合計で約23億円となっています。この金額で、逗子市が管理している公共インフラ(ごみ焼却施設、上下水道、道路、河川、学校、公共施設等)を円滑に更新、効率的に運用できるのでしょうか。</p> <p>また、3章4節4都市機能のp157の表の3項にあるように、公共施設等の老朽化対策については、全国的に問題となっている重要テーマです。高齢化対応のためにまだまだ追加的なインフラ投資を必要とする中、更新の需要に対しては再投資すべきかを選別して長寿命化等の対応が重要となります。</p> <p>市民に対して公共インフラ項目別に維持補修費を明示してください。また、長期的な視点で財源の捻出をどのように考えているのでしょうか。</p>	■	<p>歳出の予測にあります維持補修費は、公共施設等の維持に要する経費であり、更新や再整備にかかる経費は投資的経費の中に含まれております。</p> <p>公共施設等の老朽化対策及び更新・統廃合・長寿命化については、実施計画において、逗子市行財政改革推進本部による検討と(仮称)公共施設等総合管理計画の策定を行う予定となっております。ご意見につきましては、その際の参考とさせていただきます。</p>
152	⑦計画の推進	③財政見直し	<p>◆事業予算の配分について 予算を全ての事業に満足できるように配分することは出来ないことは自明なことで、「選択と集中」は当然のこと必要だと考えます。</p> <p>しかし、当面の8年間の中での事業目的、内容と予算配分の中には、特にリーディング事業にあつては活動が制約されると思われる恐れのないように、予算説明を必要とする配慮が期待される事業予算も見受けられます。事業推進の出発点から意欲を削がないためにも、役割を含めた配慮も必要であろうと考えます。</p> <p>(要望④)⇒事業期待と予算設定との間での説明が必要と思われる事業への対応です。</p> <p style="text-align: center;">* 共育ネットワーク構築事業 400千円(50千円/年)</p>	■	<p>リーディング事業の中には事業費が少額のものもありますが、予算の大小により事業の重要度が示されるものではないと考えます。特にマンパワーが主となる事業については、計画事業費に職員の人件費が含まれないことから、事業費は少額となります。</p> <p>事業費の大小にかかわらず、必要な事業をリーディング事業に位置付け推進してまいります。</p>
153	⑧その他	③財政見直し	<p>種々の施策は最もだと思いますが、それを実行するための資金、つまり市民からの税金をどうするのが触れていません。実施はいいが、その分市民税が上がるのであれば、優先順位をつける際に揉める原因となります。むしろ、優良な企業誘致を率先して行い、企業からの税金で街が潤う政策を優先的に策定・実施してほしい。</p>	□	<p>ご意見にありますとおり、自然環境豊かな住宅都市という本市の特性のもと、税収の多くを個人住民税が占めていることから、数々の施策を実施するためには、財政の基盤をさらに強化する必要があります。そのために、子育て世代を中心とする生産年齢人口層の転入促進や商工業や水産業の活性化、本市に合った企業誘致や個性豊かな産業が創出に取り組んでまいります。</p>

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
154	⑧その他	—	<p>◆「(仮称)事業」について 新たな活性化につながる各種の「(仮称)事業」は既存事業とは目的を異にするものと考えますが、①既存の各種事業と重複にならない、②事業コンセプトを明確にする、③関連事業を側面支援する法的整備など、(仮称)の新規事業の個々が事業領域を明確にし、活きるように調整をご配慮願いたいと思います。</p> <p>(要望⑤)⇒(仮称)事業の関連既存事業との調整、整合性を配慮することです。</p> <p>(1) 機能の重複調整を要する事業(懇話会、ネットワーク会議テーマ) 「(仮称)療育・教育総合センター」「(仮称)安全安心アクションプラン」 「(仮称)防災アクションプラン」「(仮称)情報化推進事業」</p> <p>(2) しっかりした事業コンセプトの検討が優先される事業 「(仮称)JR東逗子駅前用地活用事業」「(仮称)商工業振興計画」 「(仮称)小坪海浜地域活性化計画」「(仮称)池子の森自然公園整備事業」 (多目的視点から、防災目的などは共同使用目的たり得るもの(公園使用だけではなく))</p> <p>(3) 整備、普及が急がれる条例 「(仮称)自治基本条例」「(仮称)市民協働推進条例」 「(仮称)ずし男女共同参画推進条例」</p> <p>(4) (仮称)の呼称は不要な事業 「(仮称)スポーツに関する実態調査」</p>	▲	(仮称)が付いている事業は、正式名称が決まっていない事業です。今後事業内容の具体化とともに名称も決まってくるかと思いますが、その際には頂いたご意見を参考させていただきます。
155	⑧その他	—	<p>以下の理由で今回提示された案は落第である。</p> <p>1. 前文に「長期的な将来像や目標、取組みの方向性を明らかにする」と記されているが、内容を読むとこれらが全く示されていない。</p> <p>2. 長期的な将来像を描くには、現在、世界の人類社会が如何なる段階に入ろうとしているか、そして日本人は如何なる役割を果たすべきか、の基本的認識が必須であるにも拘らず、この計画案は、それに全く触れられていない。</p> <p>3. 今、世界は第2次産業革命を迎えようとしていることは、常識である。即ち、学習能力に於いては、コンピューターが人間の能力を越えつつあり、肉体労働においては、ロボットが人力を代替する時代がすぐそこに来ている。現に、学習能力を持つロボットも開発されている。</p> <p>4. そのような社会において個々の人間は一体何をするのか、という設問につき、およその見当をつけなければ、首都圏からかなりの距離にある逗子市の市民は如何なる生活環境を構築すべきかの、議論は出来る筈がない。</p> <p>5. 20年後の社会を想定するのは難しいという意見もあるだろうが、日本の各企業で働く人達は、常に10年～20年後の将来を想定して対策を立て実行するべく努力してきた。そういう実績から判断すると、市民レベルの知識でも、衆知を集めて多少の勉強会を重ねることにより、それほど的外れにはならない、と考える。</p>	■	<p>「長期的な将来像や目標、取組みの方向性」につきましては、第2編の基本構想の「めざすべきまちの姿」及び「取り組みの方向」において、お示しております。</p> <p>なお、ここにお示している将来像は、今回新総合計画に一体化した「まちづくり基本計画」で示されたものです。この計画は、30年後に焦点を当てた計画で、市民130人以上の参加のもとに策定され、議決を得たものです。</p> <p>また、「取り組みの方向」を作成する際には、各個別計画の懇話会や無作為抽出された市民によるワークショップなど、沢山の市民の方からご意見をうかがい、検討を重ねております。</p> <p>このように、今回の新総合計画はこれまでになく多くの市民のご意見を取り込んだものとなっています。</p>

【対応区分】

○:意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■:意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲:その他

□:案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
156	⑧その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画は、行政の立場に立って部局毎の既存諸計画を繋ぎ合わせ調整するだけでなく、市民の直接の声や専門の第三者の立場からの助言を含め、諸計画の間の有機的な関係性をもった総合計画であることが望ましい。 ・ そのためには市民有志130人が数年の月日と努力を傾けた“まちづくり基本計画”の意図や内容を確りと踏まえ、さらに現在起生している新たな状況への対応も含めた施策を、市民参加条例の精神に則って総合化するものでなくてはならない。 ・ したがって、このパブリックコメントを正直に集約して、現行の“総合計画案”に徹底してフィードバックし、透明性のある議論の場、例えば、市民、専門家、行政が協働するワークショップ“を新たに設けて、総合計画案の根本的な見直しと改訂を行なう必要がある。 	■	<p>計画の推進にあたっては、各個別計画や各担当課を超えて生じる影響と期待抱きる波及効果を意識し、計画や施策、組織を横断する視点をもって、既存の枠組みを超えた推進を図ってまいります。</p> <p>なお、パブリックコメントの結果につきましては、総合計画審議会に報告し、その採否について審議いただいた後に、ホームページで公表し市内の公共施設に配架いたします。</p>
157	⑧その他	—	近代の市長在籍任期をみると、2期が妥当だと思うので、約8年をめどに、その期間は、まず第一にかかげる。	▲	本計画の内容とは直接関係ないものと考えます。
158	⑧その他	—	総合計画の特徴で掲げる項目からその実現に向けての具体性が見えてこない。時流に乗った表現にとどまっている。ひとえに行政が作成した文章に他ならず、市民からわきあがった感に乏しい。	▲	新総合計画案についてのご意見として承ります。
159	⑧その他	—	<p>詳細は市ホームページで公表すると書いてありますがコンピューターの扱いが出来ない人はどうするのですか。4ページの最後に個々のご意見に対しては直接回答しないと書いてありますがどうしてホームページのみで公表するのですか。この計画案も市民の税金で作られたものだと思います。どうして上から目線でなくホームページなどを使わないで、誰でもわかる日本語での文書を作らないのですか。そしてそれを市民に配布すべきです。逗子市の市役所は日本の市役所です。やたらに横文字を使えばかっこいいと思っているのですか。この文章を作った人たちと責任者の猛省を望みます。</p> <p>つい先日新聞に、今使われている横文字がどのくらいの人が理解できているのか、と言う調査結果が出ていましたが、この文章を作った人はその記事を読みましたか。</p>	■	<p>新総合計画案については、出来る限り多くの方に見ただけのよう、ホームページで公開したほか、市役所や市内の公共施設に配架するほか、市役所で貸出しもしてあります。</p> <p>パブリックコメントの結果につきましても、同様に、ホームページだけでなく、市役所や市内の公共施設にて閲覧できるようにいたします。</p>

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
160	⑧その他	—	<p>【別紙有】</p> <p>デモクラシーとはなんぞや！ある政治家は「民主主義は数の問題だ！」と言いましたが、その根底には議論の後には常に所謂多数決を取って(議論を終結させて)ものごとを決定するのが民主主義だと言う思想の上での発言でしょう。果たしてそうでしょうか？</p> <p>私は、多数決を採用するのであれば、「多数決の原理」をもっと学ばなければと思います！</p> <p>それは、まず多数決で解決してふさわしい(または、多数決で決定して馴染む)議題か否かの判断がされているか？すべての議論を多数決で収束させて良いと誰が言ったのでしょうか？</p> <p>こんなアイデアがあります。1600年くらいのヨーロッパで「地動説」と「天動説」の真意を多数決で決定すれば「天動説」が優位に立ち結論として採用されたかもしれないと、つまり「多数決」は物事の本質の真偽を問う原理ではないということを理解する必要があります。ですから少数派の意見は常にとても大切でありながしにしてはなりません。でなければ民主主義とは言い難いと言えるのです。</p> <p>次に、可決する場合に多く採用されている過半数の適正か否かの判断は適正か？三分の二以上の場合もありますが、少数派の意見はどこへいってしまうのでしょうかの事前の取り決めはなされているか？</p> <p>つまりデモクラシーを支える多数決の原理・原則の意義は、物事の解決・手段の一方方法でしかありません。多数決による少数派を無視してかまわないという思想ではないのです。なぜなら、より多くの民意を特に政治に反映させたいのであれば、当然、多数決で生じる少数派の意見の取り扱いには取り決めた上での採決をすべきだと思いますし、その責任者として選出された議長が存在があると思うのです。</p> <p>じゃあどうすればいいんだ！と言う方もおられるでしょうが、いつも民意が反映されないことがらが数多く決定されているような気がします。あらゆる団体・組織の中でですが。選挙制度も同じでしょう。</p> <p>でいつまでたっても、特に社会的な弱者は置き去りです。</p> <p>私はやみくもに社会を批判しているのではないことは、理解して頂きたいです。大切にすべきことは、「多数決の原理」の根底にモラル(どんな倫理・道徳)があるか否かだと思います。そのモラルを今(現代)問われていると思います。古い理論・宗教の復活を意味してはいないと思います。</p> <p>多くの人の支持を得たら何をしても良いなどと誰が賛同するでしょう。</p>	▲	<p>新総合計画案を策定するに当たっては、各個別計画の懇話会や無作為抽出された市民によるワークショップなど、沢山の市民の方から重層的にご意見をうかがい、検討を重ねてまいりました。今後は、今回のパブリックコメントや市民説明会を経て、議会に上程する予定となっております。</p> <p>様々な方のご意見を反映できるよう最大限努めてまいります。</p>
161	⑧その他	—	<p>内容については特にどうと言う事はないのですが、問題は文章です。</p> <p>①基本構想の将来像にコミュニティという言葉がありますが、なぜ日本語の「地域社会」という表現を使わないのですか。</p> <p>②の実施計画ではリーディング事業とありますがなぜ日本語を使わないのですか。リーディング事業の中で「ネットワーク」、「逗子アートフェスティバル」(文化祭の事だと思いますが)どうして日本語で書かないのですか。自然の回廊プロジェクト事業、スマートエネルギー、パブリックコメントの募集と言う文がありますが、全て誰にでも分かる日本語で書くべきです。</p>	■	<p>総合計画においては、特殊なことばや堅苦しいことばを用いることはせず、日常一般に使われているやさしい言葉を用いることを心がけております。しかし、固有名詞や法律用語など、文章中どうしてもその言葉を使わなければならないときもあり、その場合には資料として用語解説を設け、そこにおいて解説しております。</p>

【対応区分】

○:意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■:意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲:その他

□:案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
162	⑧その他	—	<p>◆「用語解説集」について 逗子市としての総合計画全体の刷新でもあるので、①「事業に伴う個別用語の解説」に加えて、この際、②「計画の編成、推進に関わる(新しい)用語の解説」についても、その必要性についてご検討ください。(本文中に説明はありますが) 今後は自治基本条例の趣旨に沿えば、市民への周知徹底と参画はより重要になるということもあり、市民協働的な参加プロセスを理解するための基本用語は市民共有しておくことがより重要なことになるであろうと思われます。</p> <p>(要望⑦)⇒計画推進に必要なプロセスに関する用語の追加の検討</p> <p>(例)「まちづくり基本計画」・・「91頁版」の存在について 「リーディング事業」・・呼称が異なるという趣旨について 「基幹計画」・・「個別計画」との違いについて 「ネットワーク会議」・・「懇話会」の進行管理との違いについて、等々</p>	▲	用語解説集は、本編を読んでわからない用語があったときに参照できるよう、補助的な資料として作成しております。
163	⑧その他	—	<p>(P.134) (NO.2) 景観条例、景観計画などに照らせば、逗子銀座通りと池田通りの交差点三叉路で進行中のかどやビル(逗子市逗子7-1-58)建て替えは絶対に認められない。せめて5階、やむを得なければ6階にするべきで、7階建ては良くない。(近隣に6階建てはある。)着工したとか工事中とかは理由にならない。悪い物は悪い。</p>	▲	本計画の内容とは直接関係ないものと考えます。
164	⑧その他	—	<p>(P.164) (小坪海浜地活性化事業) 浪子不動産付近(逗子市新宿だが)に葛ヶ浜という小さい砂浜があり、その脇にある空地は黄色いバス車体が置かれたり建築計画が持ち上がった。ここは自然景観のためにも市が早急に買い取り適切に利用するべきである。価格の折り合いのために工夫が必要なようだ。</p>	▲	本計画の内容とは直接関係ないものと考えます。
165	⑧その他	—	<p>◆市内にある、横須賀市の土地(水道局)の返還、現在は駐車場のみになっている。土地の有効活用を考えてほしい。</p>	▲	本計画の内容とは直接関係ないものと考えます。

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

逗子市新総合計画案市民説明会結果

■市民説明会

- 実施期間：平成26年10月13日
- 意見提出者：7名
- 意見数：19件
- 意見内容の概要

意見区分	件数
① 総論について	5
② 将来像について	0
③ 将来人口について	2
④ 土地利用の基本方針について	0
⑤ 5本の柱と取り組みの方向について	2
⑥ 池子の森全面返還をめざしてについて	0
⑦ 計画の推進について	4
⑧ その他	6
合計	19

○市の対応区分

対応区分	件数
○ 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの	0
□ 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの	10
■ 意見を反映させず、案どおりにしたもの	7
▲ その他	2
合計	19

【対応区分】

- ：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
- ：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの
- ：意見を反映させず、案どおりにしたもの
- ▲：その他

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
1	①総論	①特徴	まちづくり基本計画のかなりの部分が生かされていると感じる。低層を主体としたヒューマンスケールのまちづくりということが取り入れてあるのは嬉しいが、具体的に行政的に実施していくことは難しいと思う。敷地面積の最低限度の導入についても、それを支援する基本的な枠組みとして、容積率を見直して下げるとか、住居専用地域に変えていくとか、土地利用の抜本的な見直しをしていかなければ、低層なまちにはなっていない。抜本的な取り組みを辛抱強くやってはいかか。	□	まちづくり基本計画は、新総合計画に一体化することになっているので、まちづくり基本計画で位置付けられた課題、取り組みは、基本的に新総合計画に位置付けられている。また、土地利用の問題については、将来の人口目標を現状維持とおいているが、その方向性もそう容易ではないと考えている。 人口が横ばいで推移していいのか。やりながら検証していかなければならないが、その段階で逗子の中でどのような土地利用を描くべきかが課題になっていくと考える。 実施計画の中において「中期実施計画に向けた土地利用方針が決定されている」という目標を立てている。その段階で見直しすべきものは見直しをしていく議論をすることを想定している。
2	①総論	②特徴	今回、新総合計画のもとに、すべての計画を一体化してより実行性を高めることには大賛成。ただ、1つにまとめることによって希薄になることがありはしないかと懸念する。例えば、まちづくり基本計画は90ページ以上あり、海の関係では生態系のことなど、参考になることがいっぱい書かれているが、今回の実施計画には残念ながらいっつか入っていない。まちづくり基本計画を総合計画に一体化することによって全部デリートしてしまうのではなく、全部実現してくれとは言わないけれど、必ず議論のよりどころとして、材料として残すようなかたちにしていただきたい。	■	まちづくり条例にもとづき策定されたものは、平成19年12月の逗子市まちづくり基本計画(いわゆる議決版、又は31ページ版)である。 この議決版は、新総合計画案に一体化されており、その存在が無くなったわけではない。書面としては合理的に保持する予定。 また、ご指摘の91ページ版については、これまでと同様にまちづくり基本計画をより理解するための資料と、また、中期実施計画、後期実施計画を検討する際の参考とさせていただきます。
3	①総論	②特徴	まちづくり基本計画が20年以上もの長きにわたるといのは、時間がかかってもやらないといけないことを、一つひとつ壁を崩していこうという構想があったはず。一方で時代の流れによって優先順位を変えざるを得ないものがあるなら、なぜ優先順位を変えるのかを明確に残すためにも、まちづくり基本計画だけでなく他の計画も同様に、議論の態勢に常になるように、その変更理由を市民と一緒に考えるかたちにしてほしい。	■	24年後のあるべき姿については、まちづくり基本計画でまちづくりの理念としてうたわれたものを次期総合計画では将来像として掲げ、より具体的に事業に落とし込んだり目標設定したりしていくときに8年きざみになっている。次の見直しのときには16年後に何をめざすのかについて、最終ゴールを意識した上での目標を設定していくことになる。
4	①総論	②特徴	「総合」という言葉で計画をつくっていて、市長からも行政の縦割りという話があったが、環境関係、防災関係、そういうものが逗子にもあるという意味で、計画書には項目だけでも入れてもらえると、見たときに理解しやすい。そういうものを配布してほしい。	■	1つ1つの柱にどういった個別計画が位置づけられているかは、計画本体には記載している。例えば環境分野では、環境基本計画が基幹計画で、細分化した分野ではどのような計画が符合しているかをお示ししている。

【対応区分】

○:意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■:意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲:その他

□:案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
5	①総論	②特徴	目標を掲げているが、これは実施計画に対してまちづくり基本計画の方々が掲げられた目標なのか。	▲	それぞれの分野ごとに多岐にわたって目標が設定されていることから、まちづくり基本計画に限らず、福祉の分野であれば福祉プランの懇話会にもフィードバックして議論していただくなどして、それらを集約して総合計画審議会の場で審議いただいたものである。
6	③将来人口	—	人口減少に歯止めをかけないといけない。確かに日本全体で人口が減るけれども、逗子市としてアピールすれば、市に人口が流れ込む可能性はある。その辺のアピール度をどう考えるか。例えば、いじめのない学校とか待機児童ゼロなど、他の市町村よりも優れている側面をアピールできるかが重要だ。	□	これまで以上に魅力あるまちづくりを行うとともに、それを内外にアピールすることにより、定住人口の増加をめざしていく。
7	③将来人口	—	逗子は地価が高いというイメージがあるようだ。住みやすいことをアピールすることで、ある程度広くて快適で安いというイメージができれば、若い人も住んでくれるのではないか。	■	土地が高いのは宿命。人気があればあるほど、需給バランスで高くなる。都市全体の経営戦略という意味でも、ブランドとしての価値は維持していくのが、逗子の住宅都市として大きな方向性と考えている。人口が減って需要が減ると土地の値段も下がる。そうすると皆さんの資産価値も下がり、税収も固定資産税も減るし、財政はますます厳しくなる。土地の価格もある程度維持しないと税収全体の構造が厳しくなる。資産価値の維持も念頭におかなくてはならない。その辺のバランスが難しい。
8	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-2	テーマとして抜けているのは、多くの市民が心の底で心配している地震津波に対する対策である。県によると県内で一番被害が大きいのが逗子だという。大震災、大津波に対する事前の事業復興計画を含めて、物理的にどこに逃げるか、瞬時に判断できる仕組みが必要だ。安心安全という大きな柱になっているが、その中で隠れた大きな柱だと思う。いろいろな分野を平均で見ると、このような大きなところが欠落しているかもしれないので配慮してほしい。	□	東日本大震災以降、津波対策等様々な防災対策が求められております。本市におきましても地域防災計画を改定し、様々な防災対策・災害対策に取り組んでおり、都市の安全性の向上についても、地域防災計画に基づき推進してまいります。
9	⑤5本の柱と取り組みの方向	4-3	「人と自転車にやさしいまち」とあるが、非常に無秩序に自転車を運転している人が多いと感じている。どう再教育していくかもテーマにあげる必要がある。具体的なことなどを言えばいろいろある。まず目標をきちんと検討していく必要があると感じている。目標は一度設定されてしまうと、達成されればよいということになってしまう。	■	自転車の課題については、「歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン」が策定されており、その中で啓発の課題をうたっている。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
10	⑦計画の推進	②進行管理	プロセスも大事だが結果も大事にしたいので、計画に数値目標が入ったのは素晴らしいことだと思う。だいたい数値目標か状態目標が入っているが、入っていないのが2箇所ある。「3節 自然と人間を共に大切にすまち」の「3 温室効果ガス排出の少ないまち」のスマートエネルギー関係については数値目標を入れてほしい。もう少し具体性がないとパブリックコメントも出てこないのでは。そういう意味では途中段階ではないか。 「2節 共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまち」の「4 学校教育の充実したまち」については、学校の先生か担当部門の強力な反対があったのか。1～3番目の目標は、8年もかけてやることか、最初の1年でできることと思う。4番目のICTの目標は、例えば最初の4年で環境を整えるとか具体的に踏み込んだ方がよいと思う。4番目は、「児童生徒のニーズに応じて」というのは、小学1年生にニーズがなければやらないのかと思えるような理解がされてしまうので「児童生徒の」というのは割愛した方がわかりやすい。相当現場の抵抗があったのだらうと思うが、できたら数値目標、状態目標をすべての計画に盛り込んでほしい。	□	計画本体では、リーディング事業については、前半4年・後半4年に分けて記載している。目標についても4年後と8年後に設定している。学校教育については、具体的な部分も教育委員会と調整した結果を位置付けている。
11	⑦計画の推進	②進行管理	「市民の横断的ネットワーク会議」では横串を通すということだが、一方で活動する市民は各フィールドの全部は見えていない。会議をどういう風に組織するかは現実問題難しいのではないかと。現段階でどう考えているのか。	□	23本の取り組みの方向ごとに個別計画があって、それぞれに懇話会等が設置されている。そこで進行管理も行うので、その市民の代表にそれぞれ参加していただくと、各分野で関わっている人たちが一堂に会すことになる。そのテーブルに市長も行政もつくことを想定している。年度当初に予算の内容、メリハリ等、その年度にどういう形で事業を進めていくかを行政から説明する。そこでやり方についてのご意見や要望をいただいたり、市民としての関わり方についても理解していただいたりする。秋口には前年度の評価が終わった段階でミーティングを行い、課題と改善方法について共有し、次年度の予算に反映させていく。 ネットワーク会議としては代表の方に参加いただくが、多くの方に聞きに来てほしい。現在のまちづくり基本計画推進会議でのノウハウ、経験を生かし、より分野を広げて全市的なものに拡大発展させていきたいと考えている。
12	⑦計画の推進	②進行管理	まちづくり基本計画推進会議が市民の横断的ネットワーク会議に拡大発展していくのは素晴らしい考え方だと思う。計画自体は素晴らしくても、市長の意思がどこまで行政、市民に周知徹底されて貫かれるかが一番大事だと考える。市長の会議への出席頻度を極力増やしていくことが、市長の主張なり方針なりを周知徹底していく一つの手段だと思う。市長の出席機会を増やしていただきたい。	□	かつて予算の説明会を行っていたが、もともと関わっていないと参加したいという動機付けにならない。今回はボトムアップでいろいろな個別計画も含めて全体を統一的に体系化して、そこに関わっていただく市民の位置付けを明確にしている。つまり自分の関わった計画が総合計画とどう連携していて、予算にどう反映されて、今年度何が行われるのかを全部をリンクして市民へ情報提供する場をつくっていくようにしたい。自分が関わったという実感を持ちながら毎年計画が進んでいくようにしたい。予算提案者は市長なので、会議に出席して市民の皆さんと情報共有していきたい。

【対応区分】

○: 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■: 意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲: その他

□: 案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
13	⑦計画の推進	—	目標に掲げている項目は、それを達成しただけで、実施計画を達成できたと言えるのかを検討してほしい。	□	計画本体には目標に補足説明をしている。目標のチョイスと設定の仕方が本当に正しかったかは重要なポイントだが、これこそ総合計画審議会の中で評価していく中で議論が行われるようになると、市民が同じ情報を共有しながらチェックできる。やりながら改善できればと考えている。
14	⑧その他	—	パブリックコメントの意見が出揃ったところで、行政として整理した上で、もう一度こういう会をもってほしい。その会でのいろいろな意見を踏まえて、市としてシンポジウムをやしてほしい。そういうことができれば、総合計画が市民の中で浸透し、市民の参加によって練られていくというプロセスができるのではないかな。そのへんを考慮していただけたらと思う。	■	この後のプロセスについては、総合計画全体では多岐にわたるため、11月に「環境基本計画」、「共有のまち推進プラン」の2つの基幹計画、来月1月にはもう1つの基幹計画の「福祉プラン」のまちづくりトークを計画している。基幹計画は、総合計画とリンクして5本の柱ごとに組み立てられていて総合計画と内容は合致している。まちづくりトークの中でより具体的な計画の内容をご説明するので、そこで意見交換やディスカッションができればと考えている。
15	⑧その他	—	今までの例では、パブリックコメントは言わせておいて、どういう反応や検討があったのかというのがないままに進められてしまっているの、それを見えるかたちにしたいだけないか。	□	パブリックコメントは必ずいただきたい意見を整理して、どのように対応したのかをまとめて公表することになっている。それをもとに、まちづくりトークなどで議論をさらに深めていただきたい。
16	⑧その他	—	個々の実施計画の目標も、ややもすると重大な行政の目標というのは数字だけが先歩きしてしまう。本来何をゴールにしているのかということが落ちてしまっている。例えば駐輪場5箇所整備という目標だと、整備したらそれで終わってしまう。そうではなく、最終ゴールは本来何だったのかということが大事なので、そこを認識していただきたい。	□	新総合計画を推進するにあたって、ご参考とさせていただきます。
17	⑧その他	—	実施計画の目標の有り様がブアなところがあるのではないかな。この数字を達成すれば、この計画が達成されたと勘違いしかねない。その辺の有り様をもっと検討すべき。	■	目標の設定が妥当なのかどうか、いろいろな議論がある。目標については、進行管理の中で、短期で達成されたのであれば、上方修正することもありうる。芳しくないものがあれば、なぜ達成できないのか、一方で目標が妥当でないものはその見直しも議論できる。そのため一定の基準値を示していることになる。今回、多岐にわたって目標を示す努力に踏み込んだ。今後進行管理の中で調整していく。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの

番号	大項目	中項目	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
18	⑧その他	—	8年ではなく2、3年でできることはどんどん進めていってほしい。住民自治協議会でも協働してやっていかないといけないものもある。	▲	ご意見は、新総合計画を推進するにあたって、ご参考とさせていただきます。
19	⑧その他	—	女性の力を活用するように、健康づくり推進事業とか健康増進計画に基づく活動などには、元気なおばちゃんやおばあちゃんの力を引き出すような具体的な提案をしていただけたらと思う。	□	女性の活躍の場はたくさんあり、今でもいろいろな方に活躍いただいている。現在健康増進計画を策定しているが、その中でも栄養の問題、食の問題含め、活躍の度を高められるようにしていきたい。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの
 ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

□：案に反映済みであり、事業実施の際の参考とするもの